

Fig. 1.

Def. Sloc 1579

日  
米  
交  
涉

△

新

著

言

讀書

Ref Doc 1579

近衛内閣於ル日米交涉、昭和十六年四月ヨリ十月迄

半歳、長キ二亘リ。繼續セラレバ、交渉ハ最初ヨリ極秘ニ進メラ  
レスが漸次外部ニ洩レルト共ニ種々揣摩臆測行ハレニラ。基  
礎トシテ凡ル批難攻撃が政府ニ集中シヌ。然モ余ハ最後迄

文書成立、望ラ捨テス。專心ニ向ツテ努力ヲ傾注シテ、  
ノハ日米衝突極力回避セネバナラ又理由ガアツクラデアル。

第一ハ獨蘇戰爭、勃發デアル。第二、我海軍首腦部、意向ナル。  
第三、物資關係デアル。

第一抑モ三國同盟ハ日獨蘇三國、連携ヲ前提トシテ締結セ  
ラレタモノデアル。然ルニ獨蘇開戦ニヨリテ此前提が覆リ蘇聯ハ  
英米陣營に入リ、我國ハ木蘇兩國ヲ敵トスルコトアルベキ最悪心  
事能ニ直面スルニ至リテアル。尚此事ニ就キテハ別稿三國同盟  
ヲ参照セラレタイ。

第六海軍、意向デアル。抑モ三國條約締結ニ付キハ余ハ海  
軍ガ容易ニ賛成スマトイ思ヘワテ居テアル。ニハ平沼内閣當事  
カラ、海軍能心度カラ見テ當然豫想セラルコトデアル。吉田海  
相組閣當初ニ於テ三國枢軸強化トイコトニ同意シテ、然ニテ  
ガラ進ニテ軍事上、援助ラ含ム三國同盟トナッテ、海軍トシテ  
大問題デアル。果ニ吉田海相、大ニ煩悶シテラシイ、而シテ心臓  
病ガ昂シ俄ニ辞職シテ、然ルニ及川大將が海相トナルヤ直ニ海軍  
三國同盟ニ賛成シテ、デアル。余ハ海軍、餘リニテサリシテ賛成  
振リニ不審ヲ抱キ。豈田海軍次官ヲ招キテ、其事情ヲ尋ナ。  
次官曰ク、海軍トシテ八寶六腹、中テハ三國條約ニ支對デル。然

Ref Sac 1579

キナガラ海軍がコレ以上反対スルコトハ最早國內政治情勢が許サ  
ヌ故ニヨ得ズ賛成スル。海軍が賛成スルハ政治上理由カラテ  
アリテ、軍事上立場カラ見レバ未タ米國ヲ向ニ迴シテ戰フ丈、確  
信ハナイ余日ノコトハ誠ニ意外事ニ承ル。國外政治ニトハ我々政治  
家考ヘルベキコトデ、海軍が御心配ニテモヨイコトデアル。海軍トシ  
テ純軍事上立場カラミ検討セラレテ若ニ確心ナキト云フナラバ  
飽近反對セラルが國家ニ忠ナル所以テハナーカ次官曰「今日トナリテ、  
海軍立場モ御諒承願ヒメ」。

只此上出来ルヌニ三國條約於ケル軍事上援助義務が発生セヤル  
ヤウ外交上手段ニヨリテ之ヲ防止スル外ニ道ガナリ

其後暫くシテ聯合艦隊司令長官山本立十六大將が上京シ  
クノデ會見シテ同大將ハ最強硬ナル同盟反對論者テ、平沼内閣  
當時、米内海相が頑強三國條約反對シテ、當時、次官ヨリシ  
山本大將輔佐ガ與ソテ力ガアツメ思ハル。余ハ大將ニ豈由次官  
ヨリカクカフ、話アリタリト述ベタルニ、大將ハ今、海軍本省餘リ政  
治的ニ考ヘ過キルト云フニ痛リ不滿様子テアリタ。余ハ日米戰  
爭場合大將見込如何、問フテ處、同大將曰「アレハ是非ヤレ  
ト云ハレハ初々半歳カ一年間隨分暴ヒテ御覽ニ入レル。然シ  
カグラ二年三年トナレ全ノ確信ヲ持テヌ。三國條約が出来タハ  
致方ナガカガナリシ上六日未戰爭而避スル様極力御努力願  
ヒタイ」トコトデアリタ。

ヨリテ海軍首腦部、肚、脾、腎、肝ニテアル。海軍、肚ガカク如シト  
エハ三國條約實際、古用ハ餘程慎重ニテラヌ。及令蘇聯が同盟側付ケトシテモ海軍考ガカクアル以上日米衝突ハ

極力回避せネバラヌ。

日米交涉始ニルヤ最初ハ陸海軍共熱心ニ其成立ヲ希望シタ。  
シカシ八月、ノミルト陸軍、熱意ハ次第ニ少クナリタ。カカル際ニモ海軍  
意向、依然トニテ変ラナカツ。海軍中堅以下、折次之役場に未だニトキ耳ニシテ、ニヨリ脣端部  
首腦部ニ質ス、首腦部、何時ニ事モ無ケニカカル旨動ハシラ  
鎮压スルト云フタ、連絡會議ニ於テ軍令部總長ハ「米國ト丈々ラ  
何より戦、自信ハアル、シカシ蘇聯ガ加ハリ、北ニモ南ニモ」、  
トニナルト確信ハ「イ」ト明言シテ。

十月ニ入り内閣總辭職、直前ニモ海軍首腦部、朕依然交  
渉繼續論テアツタ。只陸軍ト、關係部内、關係カラ表面ニ之  
ヲ口ニセバ、首相一任ト云、形ヲ執ツラニ遇ギヌ、デアル。

第三、物資關係テアル。物資殊、軍需、英米依存、我が一大  
弱點、テアツテ、ヲ脱却スルコト、可能性ニ就テハ、第一次近衛内閣  
當時、カラ屢々企畫院ニ命ジテ調査研究セヌタ、デアルガ、其結果  
「何時モ不可能」テアツタ。

日米交涉、一項目アル日米通商關係、正常化及南西太平洋  
ニ於ケル經濟活動トイコトモノ、主タル目的ハ是等物資、獲得  
ニテアト云ヒ得ル、デアル。然ルニ交涉進行途上ニ於テ資產凍結  
令、発動アリ、是等物資、獲得補給、全然不可能トナリテ、  
問題ハ更ニ切實サヲ加ヘタ、デアル。ニ儘推移シ、我財藏物資  
漸減シ、所謂ナリ貪状態トナル。即チ對米開戦、一日一刻も早キラ  
可トス、トハ主戰論者、主張、根本的アル理由、テアツタ。

此軍需物資、ナリ貪状態ニシル、附ノ為六日米交涉、  
成立依リテ物資獲得ヲ自由ナラシムルカ、國內生産ヲ増強シテ  
少ストモ軍需ヲ充足セシムル、外ナリ、テアツテ、政府が日米交涉、

No. 4

Def Doc 15-119

成立、メニ熱意ヲ傾注シテ理由、重ナルツハ茲ニモアツクノデアル。

日米交渉愈々逼迫セル際、更ニ企画院總裁命シテ調査セシメテ所ツ報告、問題「石油」ヲ其使、物資、何ナルコト石油ニミテモ人造石油事業ニ貳、捨億圓ヲ投ジテ、擴張スレバ昭和十八年未ニ五十萬噸昭和十九年中ニ四百萬噸、生産シ得ル見込アルト必是防威力以テ捕虜印ナ政略シテモ敵石油施設ヲ破壊スルコトテ又輸送、關係モアリ、第一年ニ於三十萬噸、第二年ニ於一百五十萬噸位ヨリ期待デキズ五百萬噸ニ達スル五六六年ヲ要スルモノト思ハナケレバナラヌトノトデアツタ。

即ナ武力行使スルモ早急ニ我所要量、石油ヲ獲得出来ズ却テ人造石油事業、擴張増産ニ依リ、軍需物資、チリ貪状態ニ陷ルコトヲ防ブトイフ目的が略、達シ得ラレルトイフコトガ明ニサレタマツタ。

九月六日、御前會議決定、日米交渉が十月上旬頃ニシテモ尚不<sup>5</sup>、我要求ヲ貫徹スル目途<sup>ト</sup>キ場合、「直ニ對米(英蘭)開戦ヲ決意シタル」、ダカラ、交渉成立、目途アリトニテ開戦、決意ヲナサヌコトモ差支ナク、又開戦、決意ハシテモ「開戦」トハ無イ、テマルカラ、若シ日米交渉が不成立ニテツタシテモ、經濟斷交、憲戦争ナシテ行フコトモ出来ル、テアル、事實政府ニ於テハ已得ザル場合ハ斯クシテ除々第二段、方策ヲ講ジヨウト、考エマツタ、テアル。

然ルニ主戰論者ハ能近軍需物資ナリ、貪論ヲ振り廻シテ讓<sup>テ</sup>カツタ、鈴木企畫院總裁ニ對ニ、國內生產、増強ニ依フテ石油其他軍需物資、ナリ、貪ニ防<sup>テ</sup>ギ得ルモノナラバ、假令何十億、資金<sup>テ</sup>モ投ジテ國內生產、設備、増強ヲ圖ルベキデアル。、物資、為ニ對米英戦争トイフが如キ大犠牲ヲ拂フコトハ如何ニモ馬鹿タシ

テハナカト言フト、鈴木總裁答ハシレハ其通りが開戦ハ國內政  
治テスカラトイフコトデアツタ間モナフ内閣總辞職トナリ、總テハ終  
ツタデアル。

是ハ後日、コトデアルガ、東條内閣ガ愈々大東亞戰爭ニ突進ス  
ル直前十一月二十九日ニ催サレタ重臣會議ニ於テ、自分が國内生  
産増強ニ依リテ軍需物資、ナリ貪状態ニ陷ルヲ防ブコトモ  
可能ニ非ズヤ、果ニテ然ラバ、必シモ對米莫蘭戰爭ヲ開始スルノ心  
要モナキニ非ズヤ、經濟斷交、儘戦争ナシニ進ミ後圖ヲ策スル  
ハ如何ト質問シタルニ對ニ、東條内閣ハ内閣成立以後今日ニ至ル  
迄其点ニ集中シテ檢討シタ、デアルガ、經濟斷交、儘戦争ナシ  
行ツタ、テハ結局ナリ貪状態ヲ隠ルヲ免レズトイフ結論ニ達シテ、愈  
及開戦ニ決定シテ次第アルト答辯シタ、デアツタ。

東條首相ハナリ貪ハ免レズト言ヒ、鈴木總裁ハナリ貪ヲ防得ルト  
言フ、デアルカラ、何レカ一方ハ嘘ヨ言リコトニアル。鈴木總裁、開戦  
ハ國內政治アル、一言、ナカナカ含蓄アリト言ハナケレハナラス。  
以上述フルガ如キツツ、理由ニヨリ余ハ半歳、間隱忍ニ隱忍ヲ重  
ネ且世、批難攻撃ヲモ顧ミズ執拗ニ日未交渉ヲ繼續シタ、デア  
ル。

以下四月以来、交渉経過、概要ヲ述ベシウ。

No. 6

Ref Doc 1579

Ref Doc 1579

昭和十五年十二月頃カラ、米國カリソフ最高學校アリ、  
ルノビショツブ、ウォルシユ、同事務總長ドラフト、米國政府郵務  
長官ウオーカー氏等ト陸軍省軍務局、岩畔大佐ヤ井川忠  
雄氏等ト、間ニ日米國文調整、話合が内々進メラレテ斗ヲガ  
翌十六年四月ニ入ツテ、コト話合ハ兩國政府於テ之ヲ取上ケル  
氣運ガ熟スルニ至ツ。ヨコニ記憶スベキハ最初カラ話ヲ進メテ  
ナク人達、個人的関係カラ米國側テハ大統領自身トハル國務  
長官、日米側テハ野村大使ト華府日本大使館、陸海軍  
武官府が夫々内面的ニ連絡アトリ、事柄ヲ承知ミテ耳ヌトイフ  
コトデアル。

先づ四月八日、米國側カラ第一次試案、提示ガヤリ、之日本側  
ガ検討ヲ加ヘテ第二次試案ヲ作ツタ所、愈々四月十四日、十六日、兩  
度ニ亘ツテ、ハル長官、野村大使ヲ招キ此問題ニ關スル最初の會  
談ヲ行ハル。此時ハル長官ハ從來、民間會談ヲ大便長官間  
非公式會談ニ移シ、前記第二次試案ヲ基礎トシテ交渉ヲ進ムテ  
宣意旨ヲ言明シ、就テハ先づ日本政府訓令ヲ得テメイト申出シ  
テル。

No. 1  
此重大十申出ト交渉基礎ヲルヘキ案、内容(日米諒解案  
假稱サレタ)ト、盛ツク野村大使、電報ハ四月十七日午後カラ大  
日朝ニカケテ東京、本省ニ到着シテ、折ニモ松岡外相ハ訪欧終  
ヒ、歸途西比利亞ニツクテ大搞次官ハ八月八日前十一時閣議  
中、余ニ第一報ヲ齎シテ刻四時半電報、解讀ヲ待フテ寺崎  
アメリカ局長ヲ伴ヒ再び余ヲ官邸ニ訪ネタ。

左ニ諒解案、全部ヲ掲ケリ。

右ニ諒解案

日本國政府及米國政府、兩國間、傳統的友好關係、  
回復ヲ目的トスル全般的協定ヲ交渉シ且之ヲ締結セシ  
カ爲ニ茲ニ共同、責任ヲ受諾ス

兩國政府ハ兩國國交、最近、疎隔、原因ニ付テハ特  
ニ之ヲ諭議スルコトナノ、兩國民間、友好的感情ヲ悪  
化スルニ至リタル事件、再發ヲ防止シ其不測、發展ヲ制  
止スルユトヲ衷心ヨリ希望ス

兩國共同、努力ニ依リ太平洋ニ道義ニ基、平和ヲ  
樹立ニ、兩國間、懇切ナル友好的諒解ヲ速ニ完成スルコ  
トニヨリ文化ヲ覆被セントスル悲シムヘキ混亂、脅威ヲ一  
掃セント若シ其、不可能ナルニ於テハ速ニテ擴大  
セシメザランコトハ兩國政府、切實ニ希望スル所ナリト  
ス。

前記、決定的行動、爲ニハ長期、交渉ハ不適當  
ニシテ又優柔不斷ナルニ鑑ミ茲ニ全般的協定ヲ  
成立セシムル爲兩國政府ニ道義的拘束ニ其、  
行焉ヲ規律スベキ適當ナル手段トシテ文書ヲ作成  
スルコトヲ提議スルモノナリ

右如キ了解ハ之ヲ緊急ナル重要問題ニ限局  
シ會議、審議ニ讓リ後ニ適宜兩國政府間ニ於  
テ確認シ得ベキ附隨的事項ハ之旨含マヌケルヲ

適當トス両國政府間、關係ハ左記、諸点ニ付事能ベラ  
明瞭ニシ又ハ之ヲ改善シ得ルニ於テハ著シフ調整ニ得ベ  
シト認メラル

一日米両國、抱懷スル國際觀念並ニ國家觀念

二歐洲戰爭ニ對スル両國政府、態度

三支那事變ニ對スル両國政府、關係

四太平洋ニ於ケル海軍兵力及航空兵力並ニ海運  
關係

五両國間、通商及金融提携

六南西太平洋方面ニ於ケル両國、經濟的活動

七太平洋、政治的安定ニ關スル両國政府、方針

前述事情ニヨリ茲ニ左記、了解ニ到達シヨリ右了解ハ米  
國政府、修正ヲ經タル後日本國政府、最後的且公式、決定  
ニ俟ツキモトス

一日米両國、抱懷スル國際觀念及國家觀念日米両國政府ハ相  
互其、對等、獨立國ニシテ相濟接スル太平洋強國ナルコトヲ承  
認ス両國政府ハ恒久ノ平和ヲ確立シ両國間ニ相互尊重ニ基  
信頼ト協力、新時代ヲ劃サシコトヲ希望スル事實ニ於テ両  
國一致スルコトヲ闡明セントス

No. 9.

Def Doc 1579

Ref doc 1525

No. 10

西國政府、各國並、各人種、相據リテ、一宇ヲ爲シ  
等ニノ權利ヲ、享有一ニ、相互、利益ハ之ヲ、平和的、方法  
ニ依リ、調印ニ精神的、並、物理的、不福徳ヲ追求ニ之ヲ  
擁護スルト共ニ之ヲ破壊セサルベキ責任ヲ容認スル  
コトハ、兩國政府、傳統的、確信ナルコトヲ聲明ス入  
ニ、兩國政府ハ、相互ニ、兩國固有、傳統ニ基ク、國家觀念  
及、社會的、秩序並ニ、國家生活、基礎タル道義的原  
則ヲ保持スヘク之ニ反スル、外來思想、跳梁ヲ許容セ  
サル、鞏固ナル決意ヲ有ス

二、歐洲戰爭ニ對スル、兩國政府、態度

日本國政府ハ、樞軸同盟、目的ハ、防禦的ニシテ現ニ歐  
洲戰爭ニ參入ニ居ラザル國家ニ軍事的連衛關係  
、擴大スルコトヲ防止スルニ在ルモノナルコトヲ闡明ス  
日本國政府其ノ現在、條約上、義務ヲ免レントスルが  
如キ意思ヲ有セズモ、樞軸同盟ニ基ク軍事上、義務  
務ハ、該同盟締約國獨逸が現ニ歐洲戰爭ニ參入シ  
居ラザル國ニ依リ、積極的ニ攻撃セラレタル場合ニ於テ  
ノミ發動スルモノナルコトヲ聲明ス

米國政府ハ、其ノ歐洲戰爭ニ對スル態度ハ、現在及將  
來ニ於テ一方ノ國ヲ援助シテ、他方ヲ攻撃セントスルが如  
キ攻撃的同盟ニ依リ、支配セラサルベキコトヲ闡明ス  
米國ハ、歐洲戰爭ヲ嫌惡スルコトニ於テ、牢固タルモノマリ從  
其ノ歐洲戰爭ニ對スル態度ハ、現在及將來ニ亘り專  
ラ自國、福祉ト安全トヲ防衛スルノ考慮ニ依リテノミ

決セラルベキモノナルコトヲ聲明ス

三、支那事変ニ對スル兩國政府ノ關係

米國大統領ガ左記條件ヲ容認シ且日本政府ガ之ヲ  
保障シタルトキハ米國大統領ハ之ニ依リ蔣政權ニ對  
ニ和平、勸告ヲ爲スベシ

A、支那ノ獨立

B、日支間ニ成立スベキ協定ニ基ク日本國軍隊ノ支那

領土撤退

C、支那領土ノ非併合

D、非賠償

E、門戸開放方針、復活但シ之ガ解釋及適用ニ關  
シテ人將來適當ノ時期ニ日米兩國間ニ於テ協議  
セラルベキモノトス

F、蔣政權ト汪政府トノ合流

G、支那領土ヘノ日本ノ大量的又ハ集團的移民ノ自制  
H、滿洲國ノ承認

蔣政權ニ於テ米國大統領ノ勸告ニ應シタルトキハ  
日本國政府ハ新ニ統一樹一セラルベキ支那政府又ハ該  
政<sup>府</sup>構成スベキ分子ヲシテ直ニ直接ニ和平交渉ヲ開  
始スルモノトス

日本國政府ハ前記條件ノ範圍内ニ於テ且善隣友好  
防共共同防衛及經濟提携ノ原則ニ基キ具体的的  
和平條件ニ直接文書ニ開示シテ其ノ實質  
太平洋ニ於ケル海軍兵力及航空兵力並ニ海運關係

26.11

Ref loc 15 29

No. 12

Ref Doc 1579

- A. 日米兩國ハ太平洋ノ平和ヲ維持セシコトヲ欲スルヲ  
以テ相互ニ他方ヲ脅威スルガ如キ海軍兵力及航空  
兵力、配備ハ之ヲ採用ザルモノトス右ニ開スル具体的的  
ノ細目ハ之ヲ日米間ノ協議ニ讓ルモノトス
- B. 日米會議妥結ニ有リテハ兩國ハ相互ニ艦隊ヲ派遣  
シ儀禮的ニ他方ヲ訪問セシメ以テ太平洋ニ平和  
到来シタルコトヲ喜ムモノトス
- C. 支那事變解決、緒ニ着タルトキハ日本國政府ハ米  
國政府、希望ニ應シ現ニ就役中ノ自國船舶ニシテ  
解役シ得ルモノヲ速ニ米國トノ契約ニ依リ主トニテ太  
平洋ニ於テ就役セシムル様幹旋スルコトヲ承認ス但  
ニ其ノ噸數等ハ日米會議ニ於ニ之ヲ決定スモノトス
- 五、兩國間ノ通商及金融提携
- 今次ノ了解成立シ兩國政府之ヲ承認シタルトキハ日米  
兩國ハ各其ノ必要物資ヲ相手國ガ有スル場合相手國  
ヨリ之ガ確保ヲ保證セラルモノトス又兩國政府ハ嘗ニ日  
米通商條約有效期間中存在ニタルガ如キ正常ノ通商  
關係ヘ復歸、為適當ナル方法ヲ講ズルモノトス
- 尚兩國政府ハ新通商條約ノ締結ヲ欲スルトキハ日米會  
談ニ於テ之ヲ考究シ通常ノ慣例ニ從ヒ之ヲ締結スル  
モノトス兩國間ノ經濟提携促進、為米國ハ日本ニ對レ  
東亞ニ於ケル經濟狀態、改善ヲ目的トスル商工業、發  
達及日米經濟提携ヲ實現スルニ足ル金、クレジットヲ供  
給スルモノトス

11.13

Def doc 15/79

六、南西太平洋方面ニ於ケル兩國ノ經濟活動

日本、南西太平洋方面ニ於ケル發展ハ武力ニ訴ヘコトナ  
ノ平和的手段ニ依ルモノナルコトノ保障ニラレタルニ鑑ニ日本  
ノ欲スル同方面ニ於ケル資源例ヘ石油、護謨、錫<sup>チタニウム</sup>  
ル等ノ物資、生産及獲得ニ關シ米國側ノ協力及支持  
ヲ得ルモノトス

七、太平洋ノ政治的安定ニ關スル兩國ノ方針

A. 日米兩國政府ハ歐洲諸國ガ將來東西及東西太平洋  
ニ於テ領土ノ割譲ヲ受ケ又ハ現在國家ノ併合等ヲ爲  
スコトヲ容認セサルベシ

B. 日米西國政府ハ比島、獨立ヲ共同ニ保障シ之ガ挑  
戦ナクシテ第三國ノ攻擊ヲ受ケル場合、救援方法  
ニ付考慮スルモノトス

C. 米國及南西太平洋ニ對スル日本移民ハ友好的ニ考  
慮セラレ他國民ト同等無差別、待遇ヲ與ヘルベシ

日米會談

A. 日米兩國代表者間、會談ハ「ホルル」ニ於テ開催セ  
ラルベク合衆國ヲ代表シテ「ベルト」大統領、日本  
ヲ代表シテ近衛首相ニ依リ開會セラルベシ代表者  
數ハ各國五名以内トス尤モ専門家書記等ハ之ヲ含  
ムス

B. 本會談ニ第三國「オブザーバー」ヲ入セザルモノトス

C. 本會談ハ兩國間ニ今次了解成立後成ルベク速ニ開

催セラルベキモノトス（本年五月）

D. 本會談於テハ今次了解ノ各項ヲ再議セズ西國政府ニ於テ豫メ取極メタル議題ニ關スル協議及今次了解ノ成文化ニ努ムルモノトス具体的の議題ハ西國政府間ニ協定セラルモノトス

### 附則

本了解事項ハ兩國政府間ノ秘密覺書トス本了解事項發表ノ範圍性質及時期ハ兩國政府間ニ於テ協定スルモノトス（了）

### 二

問題、重要性ニ鑑ミ、余ハ即夜八時カラ、政府統帥部連絡會議ヲ招集シタ。政府カラ首相、内相、陸相、海相、外ニ大橋外務次官、統帥部カラ參謀總長、軍令部總長出席シ、陸海兩軍務局長、内閣書記官長モ臨席米國提案ヲ議題ニシテ協議シタ。大體、意見ハ左、如クゾアワタ。

一、コノ米國案ヲ受諾スルコトハ支那事變處理、最捷徑デアル。即チ汪政權樹立、成果舉ラズ、重慶ト、直接交渉モ最近ハ非常ニ困難デアリ、今日、重慶ハ全然米國依存ヲアル故重慶トノ交渉ハ米國ヲ仲介シネバ何トモナラストイフ情勢ニ鑑ミレバコトハ明ラカデアル

二、コノ提案ニ應ジ日米兩國ノ接近ヲ圖ルコトハ日米戰爭回避、絶好機會ナルミトス、歐洲戰爭ノ世界戰爭

No.14

Def Doc 1579

ニ迄擴大スルコトヲ防止シ、世界平和ヲ招來スルコト、前

提ニナルノハナク力

- 三、今日、我國力人相ち消耗ニ至ル。一日モ速ニ事變ヲ  
解決ニテ國力恢復培養ヲ圖ラネハナス。一部ニ主張  
サセニ居ル南進論、如キ、今テハ統帥部ニ於ニモ準備モ  
自信ミ無イトイフ位デ、矢張リ國力培養、上カラモ一時米  
手ヲ握リ、物資等、充實ヲ將來、爲圖ル必要ガアル。  
カクニテ大體後諾スベシト、論ニ傾イタ、アルガソノ條  
件トシテ左、如キ意見ガアワタ。
- 一、三國同盟ト牴觸ニナイトイフコトヲ明確ニスル。之ハ獨逸  
ニ對スル信義カラ当然ニアル。
- 二、日米協同シテ世界平和ニ貢獻セント、趣旨ヲモットハ  
ツギリシテハ如何。若シ日米諒解、結果、米國が太平  
洋カラ手ガ抜ケルノデ、ソノ爲對英援助か一層強化サレ  
ルトイフコトニナツテハ、日本トシテハ獨逸ニ對スル信義ニ  
反スルノミナラズ、全体、構想が低調ニナツテ面白クナイカ  
ラ、日米協同ニテ英独間、調停ヲスルトイフ所迄持  
ツテ行キタイ。
- 三、内容ガ少シ煩雜ニ過ル。
- 四、コノ原文ハ舊秩序ニ復歸スルトイフ感ジヲ與ヘル故新  
秩序建設トイフ積極面ヲモウカシハツキ出シ度イ。
- 五、迅速ニ事ヲ運バナイト漏洩、虞ガアル。此意味カラ  
モ外相、歸朝ヲ督促スル必要ガアル。
- 尚此事ヲ獨逸ニ通報スベキヤ否ヤニ就干ハ左、兩論

No.15

Ref Doc 1579

ガアツタ。

Ref. No. 1579

- 一、この種の重大問題ヲ信義ノ上カラ通知セ又譯ス行カヌ。  
少クトモ米國ニ返答スル前ニ獨逸ニ通告スベキデアル。  
二、事前ニ通告スレバ獨逸ハ反對スル力モ知レス。即ち折角  
ノ詰が出来ルモリモ出来ナクナル虞ガアルカラ、獨逸ニハ  
内密ニシテ、詰ヲ進メヨウ

三

十八日、連絡會議後、陸海軍ト外務省ハ道ニ案、  
檢討ニ着キシタ。此間寺崎アメリカ局長ハ、武藤、岡兩軍  
務局長ト合議、上、取敢ヘビ野村大使ニ電報シテ「主義  
上贊成」、趣ヲ先方ニ傳ヘサセヨウトシタノチアルが、大橋次  
官ハソノ趣旨ニ贊成シナガラ松岡外相、歸京ヲ待ツ、キデアル  
トシテ之ヲ抑ヘタニアル。当、松岡外相ハ二十日漸ク大連ニ  
到着シタ。余ハ電話ヲ以テ外相ニ連絡シタ。外相ハ此時  
ソノ側近ニ、米國カラノ提案ハ恐ラク莫斯科ニ於テ米國  
大使スタンハートニ詰シタコトガ實現シタノデアラウト語  
ツタサウドアル。實、所外相ハ訪歐ノ往キ歸り共露都ニ  
於テ舊知ノスタンハート大使ト懇談ル。ベルト大統領ニ  
シテ眞ニギヤンブル好ムナラバ此際日本ヲ信ジ、日支和平  
実現ハ為一役買ツツ出ルコトヲ勧メサセタノチアル。又ヨノ事  
ハ四月八日附ヲ以テ余ニモ電報シ、初カニソノ成果、上ルコト  
ヲ期待シテ平タト見ラレル節ガアル。外相ノ歸京ハ天候  
ノ善一則遅以高月二十二日トナウタ。余ハ自ラ外相ヲ出迎

No.16

11.17

adef doc 1579

ヘ立川飛行場へ赴イタ。感情、人一倍、纖細ナ外相ニハ米國案ヲ最初ニ見セル時ガ特ニ重要ナリトニ、余自ラ歸路自転車、中ニ之ヲ説明スル心組ダウタノデアル。

所ガ外相天宮城二重橋參拜、豫定ガアウタノデ余、代リニ大橋次官ガ外相ト同乗、コノデリキートナ役ヲ仰セ付カツタノデアル。果ニテ松岡外相ハ非常ナ不機嫌ヲ若シド興味かナイ様ナ態度ヲアウタトイフコトゾアル。

外相歸着後同夜直ニ連絡會議が開カレタ。此會議席上外相ハ滔々トニ子訪歐、氣焰ヲ上げ、問題ガ肝腎ノ米國案ニ移ルヤ昂奮、色ヲ示シ子獨逸ト、信義ノ問題ヲ特ニ強調シ、又本提案ハ米國ノ悪意七分善意三分ト解スルトテ、前大蔵中米國ハ石井ランシング協定ヲ結ンテ太平洋ノ後顧ノ憂ヲ除キ自ラ參戰シ、日本ニ敵々傷カセナガラ戦爭が済ンダラ之ヲ破棄シタ例ヲ上げテ論ジ、免ニ角コノ問題ハ二週間位考へサセテクレト、十一時一人モ先ニ退出シテマワタ。

會議ハ其後夜半零時半迄續行、外相ハアシ言フケレドモ、問題ハ出来ル限り促進シヨウト申合セタノデアル。

(次頁ニ續)

def doc 1529

翌二十三日夜、余ハ外相ヲ唯一人日本間ニ招イテ懇談シテ所、外相ハ前日ヨリ稍冷靜ヲ取戾シテキタグ、  
「暫ラク歐羅巴、ニトヲ忘レテカラ判断サセテ貰ヒス」  
ト言フニ止ツタ。陸海軍首脳部、向ニハ外相ニ對  
スル反感が高マリ、中ニ外相ヲ更迭シテモ断行スベシ  
ト意氣マク者モアッタガ、余ハ外相、複雜ナ性行ニ鹽  
ミ、暫ソノ言ヲ通りニ往セテ置クヨリ外致方ナイコトヲ知  
シテキタ。翌日カラ余ハ風邪、爲病狀、五月一日近荻  
窪ニ引籠モレバ、外相モ殆ド時ヲ同ウシテ病氣休養  
ノ日ヲ送ワタニテアル。ヨノ向、武藤、岡陸海軍ニ務  
局長ハ、内人同道矣、或ハ別ニ屢々外相ヲ訪テ、  
何トカミテ外相、氣持ヲ和ゲ、一日モ速クニ米國ニ  
回答送ル運ビトナスベク努ケシタ、デアッタガ、或ハ  
病氣ヲ口實トシ、或時ハ回答文案、内容ニ付異  
議ヲ唱ヘ、仲々外相ヲ勤クスコトハ困難テアッタ。

四

然シナガラ表現ハレタ言動如何ニ拘ラス、日米向題  
「取扱方ニ關シ外相が祕カニ腐心シテヰタコトハ否」  
ベノモナカツタ。病床ニアッテ米國ノ原案ト、陸海  
外事務當局、作ツタ修正案ラツブサニ検討ニ、更  
ニ之ニ大修正ヲ加ヘテ牛ノ、カクシテ五月三日、漸ノオ  
三日連絡會議開催、運ビトナツタ。

No.18

会議ハ外相調整、修正案ヲ大体承認シタ。

Dec 15 79

ソ修正、主十點ハ、オ四諒解項目、太平洋ニ於ケル海軍兵力及航空兵力並海運關係ヲ削除スルコト、改洲戰爭ニ付スル兩國政府、態度」、項ニ於テ日米兩國ニヨル莫獨調停、新ニテ條項ヲ入レント、三國條約上、義務ヲハフキリサセント、支那事變、和平條件、公表ヲ差控ヘルコト、武力南進ヲセヌトイフ日本、確言ヲ削除スルコト、日米會議ニ開スル取極メヲ削除スルコト等デアツタ。

コ修正案ヲ即刻米國側ニ傳達スヘキデアルトノ意見が支配的デアツタニ付シ、松岡外相ハ先ツ該ミトシテ中立條約、締結ヲ米國ニ提議スルコトヲ主張シ讓交、結局外相、意見ニ從フコト、ナツタ。次ハ此問題ヲ独逸ニ通告スベキカ否カ、問題デアツタ。セヨト強ク主張シ、之亦外相一任ニ決シタ。

散会後、外相ハ野村大使宛ニ通ノ訓電ヲ發シ、一六対米中向回答デアツテ、外相カラハ長官宛、オーラル・ステートメント、形ヲトツタモノ、デアツメソノ内密ハ、独伊指導者ハ最早勝敗、數明クナリト、自信ヲ持ツテキルコト、米國、參戰ハ徒ニ戰爭ヲ長期化セシム文明、没落ヲ齎スコトヲ諭シ、日本ハ同盟國、独伊、地位ヲ些少タリトモ毀損スル能父ト強

No.19

調シタモ、テアラク。今一ツ、電報ハ。

野村大使即席、思付トミテ、簡単明瞭ナ。日米中立條約ヲ提議シテ見ヨト、訓令デアッタ。翌五月四日、外相ハ帰朝奉告參拜、直西下シ名ガ、ソノ留守中、坂本歐亜局長ヲ獨伊丙大使、許ニ遣ハシ、米國カラ、日米國交調整、祕密提案ノアッタコト、之ニ封シテ右ニ述ベタマウナ中间回答ラシタ

コト、又中立條約ヲ提議シタコトヲ絶対祕密トシテ通告シタ。更ニ外相自ラ帰京後、五月六日、獨逸大使、訪向ラ、夏ケタ際、アリツヘニトモワフ。外相ニ意見ガアレハ承リ、ナイ」ト申入レバ、米國、無竟ラ遂用シテ日支事變ヲ解決スルコトハ、結局、独逸、多ニモ有利デアラウ」ト述ベタノデアル。

一方、米國ニ於テ、野村大使之下、日本側回答遲延ニ焦慮、色ヲ濃クシテキタ所、松岡外相カラ、中間的訓令ノ届イタシテ、大使ハ、七日、公長官ト会見、中立條約ニ就テサウシテ見タ。所が公ハ全然嚮題ニ有ス。大使ハ、其後、米國政府首腦部、竟嚮内偵サセタ所ヨリテ云々、中立條約ハ諒解成立後ナラハ未タシモ、コノ段階ニ於テ到底向題ニナラナイコトヲ確メタノデアル。又オーラル、ステートメントモ先方、感情ヲ悪化サセルコトヲ虞レテ、文書ヲハルニ手渡サナクツノミナラズ、ソノ全部ヲ讀ミトモ差控ヘタノデアル。

No.20

Ref Doc 1579

def doc 1579

ハルハニト会談、際、彼トニテ、珍重イ程語氣ヲ強ア、  
一日モ早ク交歩ソノミノ開始オヲ督促シタトイハル。  
カクニテ松岡外相、試案ハ何等效ラ奏セス、一方米國  
情勢、國防法案、成立、コンボイ向題ヲ中ハニ  
之テ急ニシルニ、困難化シテ行ツタ。野村大使クラハ  
本國ニ向ツテ再三再四回答ヲ促シ未トツタ。又在華  
府陸海軍武官府テハ、松岡外相、ヤリオヲジ  
エスチニア外交ナリトシテ、之ニ封スル相当露骨ナ  
反対、空氣ヲ本國へ傳ヘテ未タ。サウカト思フト  
伯林大使館付武官カラハ、「確クナ筋カラ、聞イタ所  
ニヨルト、米國ト交渉ヤツテキルサウデアルガコレニハ當  
方絶対反対デ、場合ニヨツテハ總退却、覺悟ガアル」ト  
陸相、許ヘ電報シテ未タ。独伊ニ通告シタ一余波  
ト見ルヘキデアラウ。

五

事態ハ漸々紛糾複雜、度ヲ加ヘテ未ルニツヒ、肉  
保閣僚、動キモ活潑ニナッテ未タ。八月八日、外相  
ハ陸下ニ拜謁シ、「米國參戰、場合ハ、日本ハ蓋  
独伊側ニ立タザルベカラズ、然ル時ハ、日米國交調  
整ニ總テ晝餅ニ帰スルコトナリ。何レニセヨ米國  
向題ニ專念スル、余リ独伊ニ封スル信義ニ悖ル如キ

No.21

def doc 1528A

翌九日、外相自身、余ヲ訪ネテ、報告テ、又米同夜、余ハ極秘裡ニ陸海両相ヲ訪ニ招キ、外相、態度ニ對ニ善處オニツイテ懇談シテ、又米國參戰、場合我國執ルヘキ態度、強硬クラ反対或ハ修正、意思表示ガアツタ場合、處置方法等二閣ニテハ、今後陸海軍ニ於テ緊密十連絡ヲトコトヲ打合セタ。

翌五月十日、余ハ拜謁仰付カルト、陛下ハ極メテ御憂慮、而面持ニテ前日外相、奏上内密ヲ次、如ク余ニ御詰ニ遊バサレタ。即チ米國が參戰スバ日本ハニニガホールヲ歎ナザルベカラス、又米國が參戰スバ長期戦トナル結果、独蘇衝突、危險アルヤモ知レズ、ソノ場合ハ日本ハ中立條約ヲ棄テ強硬側ニ立チ、イル乞ク位迄ハ行カサルベカラス、トイフ、デアル。余ハ外相、奏上ハ最悪、場合ニ於ケルツノ構想ナルコト、又次ニ之ヲ外相、考ナリトルモ事、決定ニハ軍統帥參加シ、商議ニモ詰ルコトナレバ、御軽念ニ及ハサル旨申上ゲタ。ヨリ機會ニ余ハ、当面第一、向題タル支那事變處理、度ニハ米國ヲ利用スルヌ外ニ途ナシ從ツテ今迄、米國提案、絶好無ニ、機會ナル故ニ速ニ之ヲ進行セシメン所存ナルモ、オ一独立ガ不同意ヲ表明ニ來リタル場合、オニ修正案ニ米國ガ再修正ヲ

No.22

def doc 1579

シタル場合、オ三日米諒解ハ成立セんミ米國ガ參戦シ  
タル場合ニ起り得ヘキ國內、意見对立、更ニ広ク、國論、分  
裂ニ就テ詳細御説明申上ゲ、余トニテハ能フ限り円満  
ニ事ヲ運ブヘキモ、尚且不可能ナル場合ニハ非常ヤ、手段  
ヲ用フル要アルヤモ知ズ、ト決意ヲ披瀝ニ奉フタレル。  
陛下ニ委ク御納得アリ、ソノ才針ニテ進ヘシト、  
御言葉ヲ賜ツ。余ハ木戸内府トモ会談シテ、訪  
欽後、外相ハ余リニ議論が飛躍的ニツテ、陛下、御  
信任ヲ失ヒ、現ニ八日、外相拜謁後内府ニ封シ、外  
相ヲ取代ヘテハ如何ト御言葉スラアッタトイフニトヲ拜  
承ニタノデアル。

六

向題、独逸カラノ回答ハ到着セヌ、ヨノ間、外相ハ余  
ガ陸海軍側カラ、督促ニ村ニ一日又一日ト、村米回  
答一五月三日決定、日本修正案、提出ヲ延ベシテ未  
テキタガ結局五月十四日行ハレ豫定、米國大統領  
演説ニ向合、合々必要ノ算、独逸カラノ回答未着  
ノ、十二日正午ヲ期ニテ、前日打電ニテアラク日本側  
修正案ニ依ニテ交渉ヲ開始シテ差支ナシト、訓令ガ  
野村大使向ケ發セラレタノアル。

監

野村大使ハ、劉謹着主シ、訓令ニ基イテ、五月十

一日（日本時間十二日）廿二日丙度テ五ツアハ長官ヲ訪

N.23

def doc 1579

向ニ、日本修正案ヲ提示説明スル所ガアリ。松岡外相  
ハ十三日、再ヒハル長官ニメテマニシヲ送リ、日本ノ村米会  
談ヲ決意シタ所以、モノハ、一六米國ノ政事戦争參  
空ニテイコト、二三、米國が速ニ蔣介石ニ封口和平交渉  
開始オヲ勧告スルコトニ同意スルコト。此ニヲ以前提トス  
ルニトヲ強調シタ。  
ハル長官ハ野村大使ニ封ニ下  
進行中、曰米、詰合ハ未だ、或ル基礎、上ニ行ハレ  
ネ、ヨニエ一ミンニテハナク、非公式十自由十トーナ、テナルカ  
ラ、何デ胸襟ヲ開イテ語リ合ハウ」ト促ニ、大使カラ  
手文セタ日本側修正案ニ対シ、日本側ガ武力  
南進ヲシナイトイフ保障ノ條項ヲ削除ニシトニ封  
シテハ少クズ疑惑、色ヲ現ニ支那事變ノ項ニ封  
テモ特別、専心ノ爲モ、示ニテ種々復同ヨニタ、テアル。又ニ、  
向題ニ専ニハ渡リラツケネハナラスト注目ス、キ意見  
ヲ漏シタ。末國之内、一事情ハ未ニテ日本トノ会談ヲ  
容易ナラシムモノ、テナイコトヲ説明シ、仲々慎重十態  
度ヲ持スルコトヲ示シタ、テアル、ノミナラス、十四日ニ行ハ  
レル筈、テアツタ大統領、演説モ(三十九日近)延期ト  
ナリ、又ニ木イ、向頭ヲ繞ニテ講論沸騰ニ、末  
國ニ内外情勢ヲ押サニテ容易ニ懲度ヲ決シ兼ネテ  
平ル様子ガ窺ひ、何ニテモ日本側期待ニ反ニ、  
米國カラ、回答ハナカナク、未ナカツタ、テアル。

No.24

ref doc 1519

No.25

松岡外相グアレ程討未回答ヲ遲延セマタ、モ独逸カラ  
、回答ヲ待ナタケタクラテアル。結局ソノ努力モ空ニテ、  
遂ニ行ナクル。五月十二日討未回答ヲ訓令  
ニテ直後ニナツテ独逸、回答グ到着シ。ソノ回答、  
要旨、日本ト、会結ヲ因ラウトスル米國ノ意旨ハ之痕  
ツテ對独參戰ニ邁進ニヨウトイフ、テアラウカス。日本政府  
ニ於テ、(一)米國、行ツテキル警戒又護送、故意ニ歟  
争ヲ激化スル行動ト認ム、從ツテ必然的。日本ヲ參戰  
ニ至ラシメリト。(二)米國ガカル行動ヲ差控ヘバ、米國  
提案ヲ研究スル用意、アルニトヲ明示サレタイトイフ、  
アタ、尚本件ガ三国條約ニ及ボヌ影響ニ鑑ミ、最  
終的回答完送、場合ハ事前ニ意見ヲ徵セラレタイト結  
ニテアツタ。伊太利政府カラハ右独逸、回答ヲステ伊、回答  
ト見テ頂キタイト申越ニテ矣。

續、イテ五月十九日、大体豫想セヒ所、テハアッタ、  
オット大使ハ独逸回答ヲ待タナイテ、討未回答ヲニ  
タコトニ、討未回答、不満ヲ申入テ未知ソレニ依  
ル、三国條約(個)ガ他国ト結ブ條約ハ、凡テ三国條  
約国戦線ヲ弱化セハモノタト暗ニ日米交渉ニ付  
ル原則的反対ヲ表明シ、少クトモ「英國ト枢軸國ト  
」戦争ニ干渉セサル米國政府、義務ト「三国條約

No.26

1579  
det doc

ヨリ生ズル日本、義務ヲ明白分明ニ確定スルコトヲ  
註文。最後ニ獨逸政府ハ會日米交涉ニ完全ニ  
參與シ米國回答ニ付テ直ニ通報ヲ得度トノ希望  
ヲ主張セサルヲ得ス。日本政府が豫メ獨逸政府ト  
左重要問題、總テニ開シ諒解ヲ遂ゲヌミテ米國  
申入ニ賛同セラレテ向後日本、地位ヲ確定シ、  
下ハ三國條約開締ニ適合セサルモノナリトノ高  
飛車的、モノテアツ。同時ニ大島大使カラモ  
連絡的ニ電報ガアリ、獨逸首腦者ハ日本交涉  
ニ對シ非常大反感ヲ抱イテ牛ルト報告スルト共  
ニ激越調子テ自己、反対意見ヲ述べテ未。

(次下頁三續)

No.27 Aug 15/19

東京ニ於テハ五月十五日、二十二日ト連絡會議が開催サレタガ  
 情報ト意見、交換、程度ヲ出ナカズ。唯外相ハ独逸側、申  
 入カ大島大使カラ、再ニ直ルニ意見具申ニ相与景卿サレタ  
 模様テ。専初カラ、曖昧ナ態度ハ益曖昧トナリ。行カトイ  
 ハ希望ニ充キタ他、閣僚ニ對シ唯一人対立スル形ガ益ハツキ  
 リニテ行フ。二十二日會議、如キハ、岡海軍軍務局長カラ富  
 田書記官長ニ對シ、外相カカフ、如ク異見ヲ立テ、居レバ、協  
 定ニ成立、場合閣内、意見ガ割レル虞ガ卫ル。ソノ辺、コトヲ  
 諸々考慮願ヒタシト外相ヘ傳達方申入ケアツク程デア。  
 一方外相ハ二十三日、金ト會議談シ、陸海軍首腦部ハ、  
 ハ独伊ニ不義理ヲシテ日米諒解ヲ成立サセヨウトシテキルヲ  
 イガソシナ弱腰テドウナルカト痛烈ナ議論ヲシテキタ。ソシテ  
 三国條約弐三條、解釈ニ付テモ、假令独逸側カラ米國、  
 コンボイヲ攻撃シタ場合モ、コンボイソノモ、ヲ攻撃ト見做  
 シテ日本ニ參戦援助、義理アルト、強硬論ヲ持シテ讓ラ  
 ナイ。現ニグル一大使ニハ此處ヲ屢々半々主唱的ニ強調シテ  
 居リ、又外相ニ依レバサウスルコトニヨウテ或ハ米國、參戦ヲ阻  
 止シ得ルカモ知レナイトイフ。テアル、外相、見解ニ依レハ米大統  
 領、肚ハ參戦ニ定マツテ居ル。テアル、ソノ場合ハ日米諒解  
 モハヨアツクモ、テハナリ。ソ、時今、ヤウテ陸海軍、態度テ  
 公民が承知セズ、焼打カ始マルカモ知レナイ。何レニシテモ自  
 本ハ英米カ独伊カ、態度ヲ闡明スル必要ニ迫ラレルテアラ。  
 其時外相ナシテハ飭ノ迄モ独伊ト、結合ヲ主張スル決意

デアルト論ジ立テタ。

Def Doc 1579

最後ニ陛下、恩召ニ対シテハ、臣下トシテ從フ、外ナレ  
アル意味テハ外相、出處進退ヲ暗示スル言明モシタ、デアル。  
外相、言動カラ推シテ、外相ハ滯独中、行カ重大ナ約束  
デモシテ來タ、テハナイカト疑ハレル、デアワタガ外相訪独、際、会  
談内容ニ付テハ外相、報告ヲ信スル外ニ由ナイ次モ、デアル。ソ  
レニヨルト、ヒットラー總統モリツペントロップ外相モシンガホル  
攻撃ヲ從心通シタガ、何等言須ヲ取ラレル様ナコトハ言ハ  
カタトイフ、デアル。處が大島大使カラ、電報ニヨレバ、外  
相ガ松岡外相来独、際私見トシテヨリタルシニガボル攻  
撃ヲ行ハントスル由意見ハ、全然内改メナリタルモト考ヘル  
トアル。ト見ハ行か果シテ眞相カトイフ問題が殘ル、鬼も角  
米國問題ト独伊ニ対スル至義理ニ狹マワタ外相、眞意ハ  
了解ニ至シムモ、カアワタ、デアル。

No.28

又外相ハコノ前後カラ野村大使ニ対スル不満ト反感ヲ  
露骨ニ覗ハスヤウニツワテキタ、五月二十三日、余ト、會談、  
際ニモ、今回、提安ホハ米國側カラナサレタモ、テハナク、野村  
大使カラ提安ホシタモ、デアルコトガ分ワタト憤慨シタ。之ニ對  
余ハソレガ誤解デアルコトヲ説イタガ、外相ハ依然トシテ大使  
「趣權」ヲ難詰シ、又サクトモ外相自身、スタンハートニ対ス  
ル工作、結果デハナカッタラシイコトが分ルニツレ、鬱々タル不満ヲ  
感ジテヰルヤウデアワタ、更ニ海軍が傍受シタ英國大使ハリ  
ファウクス、本國政府ヘ、電報ニ依ルト、野村大使ハ公長  
官ニ対シ今回、問題ハ日本ハ陛下ヲ初メ奉リ政府陸

*Ref. No. 1579*

海首脳悉クソ、或立ト希望シテヰ、唯一人外相ヲケガ反  
対テアルト言ツタトイフ、テアル。外相ハ之ヲ見テ大イニ怒リ。  
野村大使ニ宛テ、稍確實之情報ニヨルトシテ右ノコトヲ往  
詰シ即刻國務長官、譯解ヲ解シト電報シテアル。野村  
大使カラハ折返シ金ク警ヘ入ツカ、全然事實無根テアルト  
断言シ。唯ハル、貢向ニ答ヘテ、日本ハ外交政策、外務大臣  
一人テ、決定得ト之意味、コトヲ言ウタニトハアリ。釋明返  
電ガアタ、之ニ対シ外相ハ、ソレ大結構テアルが、現地ニ於テ尤  
様印象ヲ與ヘテ牛ル者ガアレバ、適切ナル處置ヲ執ラレタイ  
ト訓電シ、明カニ大使館員外、大使周囲、人達ニ対スル  
反感ヲ表シテキタ。ヨ、問題ハコレデ納マタケレドモ、外相對野  
村大使及リ、側近感情、对立ハ今ヤ全ク表面化スルニ  
至ワタリアル。

九

野村大使、五月十四日、十六日、二十日、二十八日トヒツキ  
リナシハル長官ト、和氣藹々禮ニ會談ヲ繼續シテキタ。  
毎回時間乃至二時間オフサリコード、私的会談ニアツカ  
問題ハ、常ニ太平洋全域ニ亘ル協定カラシル形式如何、三國  
條約、支那問題事、莫テ往復シテ余ク進展、微力見エテ  
クタ、國務長官、口調が種々、内情探索、結果ニ依レハ米  
國ハ日本ニ果ニテ交渉ヲ經タル意思ケアルカヲ疑シテ居リ殊  
カラ。大統領、爐邊談ハ甚興り注視禮五月二十七日行ハタカ、日  
本ニ直接ケシモ言及セズ、支那ニ就テモ輕ク觸レタ程度ニア

No. 29

アツタ、日本ト、關係ハ特ニ考慮カ拂ハレタト、情報モアリ。

カレコレ締合シテ米國、慎重ナ態度、反映ト見ラルト同時ニ  
日本文部、觀戻カラハ樂観材料ニ算ヘラレタカ、サウカト思  
フトニ十九日ニハ、ワシントン、タイムス、ペラルト紙上ニシカゴトリビュ  
ン、華府特派員ヘシグ、寄セタ日米文書、暴露露記事が  
掲載サレタ。ソレニ依ルト、大統領ハ爐辺談話前、議會、領袖  
ヲ招キ、米國ガ対日緩和政策ヲ執リ專ニ、對独戰事念シ  
ウトスル政策ヲ漏レタトイアル。ソノ際大統領ハ日本ハ軍  
部、政策ニ對スル財界ノ方面、反対が有力化シ、結局三国條  
約ヲ事實上無ニスル處迄進ムアラウレト語ツクト傳ヘラズ。  
名高天直ニコ一記事ヲ堀上メタガ、松岡外相、宣丁口發  
表スベシト、意見ヲ述ベ、三十日六日本、枢軸外交、絶対不  
動ナコト、平和的南進政策ニ正限及、アルコトヲ詔ワタ  
及駁談話ヲ發表シ。

十

余ハ六月十三日西下、京都平安神宮ト近江神宮テ  
豫テ、約束ヨ果レ、十六日朝帰京、翌十七日ニ南京政  
府汪主席來訪、二十五日退京スル迄、リ、方、行事、  
為相等時有ガ割カレテ牛タ、アルガ此、向、二十二日、朝  
金首寧ヲ震憾セタ独蘇兩戰、飛報が齊同サレタ。  
折モ折偶然ニモ米國、回答ハソ、一日前、六月二十一日  
附、以テ野村大使ニ手交サレ、二十四日東京ヘ電報サレ  
タ、アルガ、内閣ハ今ヤ独立蘇戰爭トイ一大事態、  
發展ニ全神經ヲ集中スル、余儀ナキニ至ツタ、アル。

No.30

affidac 1579

Ref doc 1579

松岡外相ハ独蘇南戰、報ヲ手ニスルヤ即刻參<sup>ミ</sup>内釋  
謁<sup>フ</sup>。獨蘇南戰シタ今日、日本モ独逸ト協力シテ蘇聯ヲ討  
ツベキデアル。ヨリ為ニ南方ハ一時手控ヘル方ガヨイガ早晚ハ  
戰<sup>フ</sup>ネハナラズ。結局日本ハ蘇聯、米英ヲ同時ニ敵トシテ戰  
コト、ナルトイフニ意味<sup>ヲ</sup>察<sup>ス</sup>シタ。勿論閣僚ト諮詢<sup>ヲ</sup>  
ケテモ<sup>ク</sup>外相單独<sup>ノ</sup>許<sup>ヘ</sup>參<sup>アリ</sup>相談<sup>セヨ</sup>」ト命ジナ  
リ。同時木戸内府ヲ通ジテ余ヘ外相奏上、内意<sup>ヲ</sup>傳<sup>ヘ</sup>  
給<sup>フタ</sup>。

内命ニ依ツテ外相ハ同夜十時頃萩窪ニ余ヲ訪<sup>ネタ</sup>。言  
フ所<sup>ハ</sup>判然トシナカッタガ、要スルニ外相ハ彼個人、且取惠、  
事態ニ對スル見透<sup>ヲ</sup>申<sup>上</sup>ケタモ、ラレ<sup>イ</sup>。余ハ翌二十三日拜  
謁<sup>ニ</sup>ソノ旨内說明申上ケテ内安心<sup>ヲ</sup>コヒ奉<sup>ウ</sup>タカ、外相  
「強硬論」ハ果シテ彼、見透<sup>ニ遇</sup>キイモ<sup>カ</sup>、又ハ主張  
ナカハッキリセズ、紛糾<sup>ヲ</sup>畏<sup>レタ</sup>余ハ宮中カラ書日記官長  
ニ電話ヲ以テ、其日午後南院催、手苦ニナツテキタ独蘇向  
題<sup>ヲ</sup>、為<sup>ニ</sup>連絡會議<sup>ヲ</sup>取<sup>リ</sup>敢<sup>ズ</sup>中止サセタ<sup>ノ</sup>デアル。外相ハ  
陛下ニ奏上スル外内府ニ對シテモ又一般民向人ニ對シテモ同  
じヤウナ言説<sup>ヲ</sup>ナシ、種々物議<sup>ヲ</sup>カモスコトナクナカッタガ、余  
ヤ内府テイロイロ実<sup>ツ</sup>タク所<sup>テ</sup>ハ外相、主張<sup>トシテ</sup>ハ先<sup>ツ</sup>  
蘇聯<sup>ヲ</sup>討<sup>フ</sup>ジ。米國トハ戰争<sup>ヲ</sup>回避<sup>ス</sup>ベキモ米國<sup>ヲ</sup>  
戰<sup>フ</sup>、晚<sup>ニ</sup>ハ之<sup>ト</sup>モ戰<sup>ハ</sup>サルベカラズ<sup>ト</sup>イフニアルランカツタ外相  
之意見ハサウ<sup>テ</sup>アワテモ、政府トシテ、態<sup>度</sup>ヲ決<sup>ス</sup>ニ為<sup>ス</sup>、余ハ  
陸海兩相<sup>ト</sup>モ銀<sup>ヲ</sup>談<sup>フ</sup>遂<sup>ゲ</sup>別ニ六月二十五日ヲ第一回トシテ、

No.31

二十六日、二十七日、二十八日、三十日、七月一日ト連續的連絡會議ヲ開キ、最後ニ七月二日、前會議ヲ奏請シテ尼ギリ蘇聯

ニ對ニ行動ヲ起サナリ旨ヲ決定シタ、ナル。

## 十一

Defeat 1579

獨蘇開戰伴ノ日本、態度ハ米國ニ於テモ重大因心ヲ持ワタ所ニアツタ。大統領ハ國務長官ニ命じ、七月四日附ラ以テ直接余ニ対シ、「日本が対蘇軍事行動ヲ起ス」ト、情報がアガル之ハ事實ニ反スルト、確言ヲ与ヘラレマジキヤ」と、ナツセレジラ送ワテ來タ。コノナツセレジハ七月六日、グル一大使カラ届ケラレタ。之ハ金ノ異例ノヨトデ如何ニ米國政府が松岡外相ヲ心避シテ先カヲ證スルモノアル。之ニ対ニテハ余ハ外相ト協議、末、八日外相カラグル一大使へ、対蘇通牒(七月二日外相カラスルタノニコア大使へ手交)、寫シテ渡シテ回答ニ代ヘ尚ヨリ機會ヲ捉ヘテ「米國ハ眞ニ歐洲戦争、戦スル意思ガアレ、カト達ニ貿易、應酬シタ。米國側ハ内閣總辭職、七月十六日ニ回答シテ來タが、ソレハ「独逸ニ対ニ自衛権」を發動ハ当然ニアリト對衝シ、此際米國ニ携手停戰ヲ強ケル國ハ武力侵略國、一味後党ト見做スト、痛烈ナ皮肉ヲ浴セタモニアツタ。松岡外相ハ折返シ自衛権、無制限、濫用ニ対ニ反対ヲ表現シテヨリ應酬、貿易ヲ開ケタ。

唯外相ハ米國ノメモレジガ、直接秘密裏ニ余ヘ傳ヘラレタユトニ対ニナカラズ不快、態度ヲキシ、一方グル一大使ハ

Ref Doc 1579

余ト直接面接が阻止サレタコトニ対スル失望、色ヲ隠シ  
切ナイモノガアツタ。ソシテカネガネ反対シ合ウテヰタ外相ト  
クル一大使ト、件ハ益悪クナツテ行ツタノアル。

十二

独蘇開戦二件、問題が一應片付ケリニ米國問題ハ  
之以上、遷延ヲ許サズ。又肝腎、外相、眞昧十態、  
ソマニ放置スルワケニハ行カナイ、テ、余ハ七月冒、殊更ニ  
書翰、形式ヲ以テ在、如ク所見ヲ外相ニ傳ヘタ。即チ  
一、北方問題解決スル迄、南方ニ対シテハ武力行使ヲナ  
サズ、進ニテ米國ト、國交調査ヲナスベシ。米蘇同時  
ニ敵トスルコト、困難ニシテ殆ンド不可能ナルコトハ海軍  
首脳部、言明スル所ナリ。此見地ヨリ佛印達駆、如キモ出  
未得六之ヲ中止スルヲ可トス。

一、米國ト、國交調整ハ  
1. 海外物資獲得ニヨル國力増強  
2. 米蘇接近遮断  
3. 暗流ヲ生スルコトナキヲ保シ難キモ已ムヲ得ズ

No. 33

一、米國ト、國交調整ハ  
1. 海外物資獲得ニヨル國力増強  
2. 米蘇接近遮断  
3. 暗流ヲ生スルコトナキヲ保シ難キモ已ムヲ得ズ

No.34

Ref. No. 1579

一、以上、見地ヨリ今回行ハレツ、アル米國ト、交渉ハ之ヲ  
繼續スル所要アリ、ミナラズ、國策係行、高所ヨリ見  
テ速ニ之ガ妥結ヲ因ルベキモ、トス。

ソニテ最後ニ閣下、達銀論ヨリスレバ、日米、安根ハ不  
可能ナルヤモ知レサルモ、輔弼、重責ヲ荷負ヘル身トシ  
テ金力ヲ盡サズルヲ得ズ。况ヤ聖上、内軒念アルニ於テ  
ヲヤ。此際最取善シ盡シタチ、讓半ヲナストモソノ成  
立ヲ期待セザルヲ得ズト、意の味ヲ附ケ加ヘタ。

外相ハ、同夜電話ヲ以テ感激シテ旨ヲ余ニ傳ヘ翌五日  
官邸ニ余ヲ訪ネ初メテた、通リ確定シタ。根本ニ於  
テ總理ト同感アル走向、批評ハ如何アレ、自分程米  
國向題ニ熱心十者ハナイト考ヘテ平ル。絶対ニ独立ニ氣  
兼ネシテ先ハナイ。但、三國條約ニヒカ入ルヤウテハ反  
対デアル。今日カラ眞剣ニ米國向題ヲ考ヘルソニテ  
同時ニ若シ自分が障害トナツキルナラ何時テモ辞職  
スルト、重大聲明ラシタ、アル。

十三

日米諒解案、審議モカクシテ漸ク再開、運ビトナリ、七月  
十日、十二日、連絡會議ヲ開キ、米國六月二十一日案ノ審議  
ニ取カシタ。

コノ六月二十一日案、特色ハ左ノ通リテアル。

一、歐洲戰爭ニ対スル兩國政府、態度、項ニ於テ、日本が提  
唱シタ平和克復、為ニ日米協力スルトイフ一項ヲ削除シ、  
アリ迄独逸打倒ニ邁進スル、ダトイフコトヲ暗ニ記ハウシ  
タ矣。

二、三國條約關係ニ於テ、日本ハ、…、挑発ニ依テガル歐洲  
戰爭、擴大防止ニ寄與セントスルモノナルコトヲ闡明スルト規定  
スルコトヲ提唱シ、本國が独逸カラ、挑発、サレテ參戦シタ場合  
合ハ、日本ハ起タナイトハツキリシタ一札ヲ何トカニテ取ラウ  
トスル苦心が見瓦ル矣。

三、支那問題ニ關シテ最初、案ニアタ蔣介石政權ト南  
京政府トノ區別ナクシテ草ニ、支那國政府ニ和平ヲ從通  
スルトナツテ居リ又近衛原則ハナシニヨンニテアルがソノ中、  
善隣友好ダケヲ記ツテ經濟提携ト共同防共ニ觸レズ、  
全体トヨ米國內、輿論ヲ恐ニ大分逆転シテキル矣。

四、一旦日本側が削除シタ日支和平條件ヲ附屬書トシテ復  
活シ之ニ就テ満足ナ合意、成立エコトヲ必要ナリトシタ矣。  
五、日本ガ「南西」太平洋ニ局限シタ日米經濟協定ヲ提唱スル  
対ニ、太平洋、區域、兩國ノ協定ト修正シタ矣。

尚フ、案ニハ、一、オーラル、ステートメントが附隨キタソレハ米國  
トシテハ熱心ニ日本諒解、成立ヲ希望シタル、テアルガ。

No.35

Ref Doc 1579

No. 36

Def. doc 1579

日本政府モ全体トシテソノ成立ヲ希望サレテキルトイフコトヲ今迄  
ヨリモ少キリト承ヘリタイト。日本、眞意打診ニカクモノアツテ、  
ソノ節元々、政府、有力アル地位ニ有日本、指導者中ニ  
ハ國家社会主義、独立及其、征服政策支持ヲ要望ス  
進路ニ付シ、技キサシナラ、ザル誓約ヲ學ヘ居モノ、アルコトヲ、情  
報ヨリナシカナラ、カクテハ現在考究中、兩國諒解モ、幻  
滅的、モノニ帰ルデハナイカト、暗ニ松岡外相ヲ非難シタ又句ガ  
アツタ。又支那ニ於ケル日本軍隊、駐屯ニ付シテモ疑惑が表明  
シテアツク。

フ、六月二十一日案が、七月十日、連絡會議テ漸ク審議

サレル運ビトナツタ、アル。

所が余、苦心モ殆ド酬ハレズ、松岡外相、態度益々非協調  
的トヨリ、ソノ意見ハ寧ロ少キリト曰米交渉反対ニ傾イタコト  
ガ即ニナタ。七月十日、連絡會議、席ニハ、特ニ自己腹心ノ外  
務省顧問齊藤良衛博士、出席ヲ要請、相呼應シテ殆ド  
全面的ナ目米交渉反対論ヲ用陳シタ。ソシテソノ要旨ハ豫  
用意サレタ刷物ヨリ出席ニ配布サレタ。反対論ハ殆ド同趣  
旨ノモハアリテ、要スルニ米國申太ハ、徹頭徹尾、日本ヲ屈  
服サセントスルカ又ハ日本ヲ混亂ニ陷レヨウトスル更意ニ云タモノア  
ルトイフ、デアル。殊ニ米國案ニ附隨シタオーラ・ステートメントハ  
即刻返上スベキテアリ、又日本交渉ソノモ打切ルベキテアツテ、今  
トナクテハソノ方法ト時期ダケガ問題アルト主張シタカル  
外相、強硬態度を棄ジタ余ハ、同夜、陸海内三相ト秘カニ熟  
議ヨコラス所ガアツタ。

*Ref. loc 1579*

一日置イタ十二日、連絡會議デハ、陸海軍共同、意見  
述ベラシタ。之ハ外相、トハ趣ヨ異ニ、(一)政洲戰爭ニ對ス帝國態  
度ハ條約上義務ト自衛ニヨソテ決セラシル。(ニ)支那問題ニ對  
シテハ近衛三原則ヲ基準トシ、米國ハ休戰和平ヲ勸告  
ヨルが、和平條件討スル介入ハ許カナイ。(三)太平洋ニ於テ  
所要場合ハ、帝國、武力行使ヲ留保ル。コノ三点ハ後々、  
為ニハツキリサセテ置クガ至当、アルガ、ソレ以外ハ、最後的ニハ  
米國案趣旨ア差支ヘナイトイフードアッタ。而シテ萬一決  
裂シ至ルモノトシテモ、ソレハ我が佛印進駐後迄引延バズベ  
キデアルトイフーデアル。

結局松岡外相モ陸海軍、意見ヲ基礎トシテ我が対  
案ヲ作ルコトニ同意シ、十二日、會議終了後、武殊、國兩軍  
務局長寺崎アメリカ局長、富田書記官長、ソニ青森顧  
向ヲ加ヘテ協議、末、我が最終案ナルモノヲ作リ上ケタ。残ガレタ  
問題ハ松岡外相、同意ヲ得ルコトデアッタが、陸海軍、非常  
督促ニ拘ラズ、折悪シテ病氣、故ヨ以テナカナカコノ成案  
ヲ見ヨウトセズ、然モリ、同、独逸大使等ト、会見シテ平  
タニ実モアツテ、陸海軍側ヨ激昂カルコト甚シカツタ。結局十  
四日ニ至テ青森顧向、説明ヲ聽キ、外相、修正意見ヲ織込  
ダ最後案が出来上ツタ。

コト向僅カ二兩日デアッタが、政府間、空気ハ険惡ヨ極ム、  
政局ハ愈緊迫、度ヲ加ヘルニ至ツタ。

外相、修正ニヨツテ出来上ツタ日本側対案ハ、主トシテ左  
諸点六月二十日米國案ト相違ニテキタ。

No.37

Alef Doc 1579

一、米國側ニ受入シラレ易イ様ニ、適當ナル時機至ル時ハト、條件付テ曰米共同シテ欧洲戰爭、速カナル終結ニ努力スルトト、一項ヲ復活セサセタ矣

二、三國條約關係行テハ、、、若シ不幸ニシテ欧洲戰爭ガ拡大セアルル場合ニ於テハ、日本國政府ハ條約上、義務ヲ遂行シ、且自國、福祉ト安全ヲ防衛を考慮ニ依リテノ、其態度ニ依リテノミ、其態度ヲ決スベシト修正

三、支那問題、項ニ於テモ近衛原則、全体トニテ記ヒ、米國、嫌フ、南京政府、名ヲ譽ゲルコトハ避ケタガ、蔣介石ニ米國ガ和平勸告乞コトヲ明記シタ矣

四、日支和平條件ヲ再ビ削除シタ矣

五、日米經濟的協力ヲ特ニ必要トスルハ、南西太平洋テアルカラトイフ理由、十二、再ビ太平洋全域ヲ、南西太平洋ト改メタ矣。

以上、如キ日本、対案不ガ漸クニシテ出来上ツタムテアルカラ、当然之ヲ直ケニ米國側へ傳ヘルモノト誰シモが考ヘタハアルガ、外相ハ先づオーラル・ステートメント拒否ハ言電ハコーステートメントヲ以テ、非礼且不都合ナル文書トシ、米國政府が先ツニテ撤回シナシ以上、日本ハ諒解案、審議ヲ進メ得ナイトイ趣旨モハアシタ。余ハシメ陸海軍ハコト訓電ダリテハ先方更風情ノミ激成シ決裂ニ導ク虞ガアルカラ、ソクトモコト訓電ト日本側対案トヲ同時ニ発電スルコトヲ强硬ニ主張シテアリ。所が十四日深更ニ至テ外相ハ齊殊顧向ヲ通シテ余ト、打合ヲ無視シテ、午後十一時半、オーラル

No. 38

附註一四月一八メテ

No.39

def loc 1579

ステートメント拒否、訓電ダグラス発送サセタ。ニヨ寒  
於テハ、化長官ハ、オーラル・ステートメントヲソニテ風解  
釋サレタコトヲ敬驚キ誤解ヨ一掃スル為、七月十七日之  
撤回シタ。更ニ翌十五日、外相、坂本政次、亞局長ニ命  
ジテ、未タ米國ニモ提示シテナリ日本側最後案ヲ独逸  
側ヘ内報サセタ。

#### 十四

予態茲ニ至ラテハ最早重大ノ外交問題ヲ處理スル  
コトハ到底出来ナイトイフコトハ、余ハシト關係閣僚ノ  
構ニ持ツタ感ジデアル。カクシテ十五日外相、缺席シテ  
閣議終了後、余ハ内務、陸海三相ト善慶方ヲ協  
議ス所がアタク。陸相ハ、外相ヲ罷免スルコトハ種々要  
影響有アリ、何トカシテ協調シテ行キタイト太イニ努力シ  
テ未タ、今トナツテハモウ駄目ダ。コノ際外相更迭、  
内閣總辭職カ、何レカヲ断行スルヨリ外ナシアラウ  
述ベ、囁相、意見ハコト莫テ一致シタ。唯外相一人ダケヲ辭  
職サセルトキ、外相が、米國、オーラル・ステートメントハ、日  
本内閣ノ改造ヲ強要スルモノダクト強調シテ平レ卓カ  
ラ見テ深刻ナ波紋ヲ描ク虞ガアレ。コノ際、外相トカ  
米國問題トカラ離レテ、戰時態勢強化トイフ見地  
カラ總辭職ヲ決行スルヲ可トスルト、意見モ古テ、何レ翌  
日協議スルコト、シテ散会ミタ。

余ハ午後二時、葉山停用邸伺候、以上、次オヲ奏上シ

No.40

Ref Doc 1579

タ所陛下ハ松岡ケヤナカセルワケニハニカヌカト帝下向ガアリ余ハ  
慎重熟慮、書面處致スベキモ、唯コニ儘ニテ内閣存續不可能  
を旨ヨ奉答シ。次テ内府ト会見シ、際統辭職乞う得テ  
理由ヨ述ベ。後仕ハ平沼内相がヨロシカルベシト言ツタ處、内府  
ケレニ同意トモ不同意トモ言ハズ、何レニモ速急行方ガヨカ  
ウト、意見デアツク。

翌七月十六日、前日打合、従ツテ正午カラ枢裡ニ首相、内陸  
海企画院統裁五相、自別邸參集ニ協議、結果遂統辭  
職ヲルトニ竟見一致シ、直ニ待機中書記官長ニ諸般準備整  
セリ後、突如六時半、始附閣議ヲ招集、辞表ヲ取纏メ、外相ハ病  
床テアツタハ、書記官長が去向イテ乱表ヲ受取シテ未夕外相ハ流歴  
意外意ヲタラシク、大臣ニ不满、色ヲ示シタガ、大勢如何トモ難久  
印鑑書記官長頼ケテ進退ヲ一位シタ。

余ハ午後八時半葉山於テ辞表奉呈、十一時帰着、内閣三報告、  
茲ニ第二次近衛内閣ハ終ツタヘアル。

十五

七月十七日午後五時十分、余ハ拂召ニヨツテ參内辞謁、内閣再組  
織大命ヨ辞シタ。直ニ組閣着キ、翌十八日午後五時半完了、七時參  
内閣員名簿手擗呈、八時半分親供式、第三次近衛内閣成立、  
九時半初閣議ヲ開催シタ。新内閣、特色豊田海軍大將、外  
務大臣就位デアツク。  
豊田海軍大將ヨ外相ニ委薦、タコトハ、日本交渉ヲ何トカシテ成立セ  
シントル。余熱意奉じテアリ。豊田氏ハ、嘗テ海軍次官迄勤メ  
テ海軍、事情精通スルミナス、最近ハ商工大臣ト、物資問  
題ヲ取扱シタ関係上、此際日米衝突極力回避セネバナラズト  
云フ主張支持者デアル。

No. 41.

ref doc 1579

所がヨリ程明カリ政變、意義モ華府、野村大使ニ明カリ  
タ、アル、大使等自身之ヲ理解シカラタカルから、之ヲ未  
國側ニ傳ル段ニ至ツテ、詔ト行駒ノ手を打タシカツクアル  
新内閣、成立トアニシ、好印象外ハ直ニ未國ニ傳リ、交渉、  
從事、眞昧十宣氣ア一掃シテ快適十歩調ニ精神アラウト  
心持ニ待テキタ東京政府ニトツテハコノ事実ハ向ニ心外、事ト  
云ハナセバナナ。前内閣末期アレ程苦心ニシ漸ク作り上  
タ未國六月二十一日審ホニ付スル日本側案ハ七月十五日ニ  
訓電セリテキタニ拘ミ、華府大使館アハ一ニ内閣更迭、爲  
ニニハシ、内容ハ未國側ニ立入レラシム、ラウト、危惧カラキ  
未國側ニ提呈サニテ年ナリトカ七月三日、野村大使、兩報ニ依  
テ明トナリシヘカリテナク野村大使ハ七月二十三日ニ至リ、同書  
新内閣、対未方針ヲ御内モ相成度ト請訓シテ未ル始末ア  
リタ、カクノ如ク日本内閣、白未交渉ニ付スル鷹章カウニ未  
國ニ傳ハラシムトキニ方是裏ニ廟議ニヨシテ決定シテ佛印進駐  
時期が迫リ南太平洋二人馬、勧キカシケナルニフ。未國政府  
、警戒ト猜疑心ハ今ヤ覆スカラニ程ニ達シ、未國側ア  
二十四日着ノ野村大使、電報ニアル通り、(從事、會議ハ東  
京ニ於テ)トロードセラルマシ。日本ハ軸軸國側ニ付シ日  
未國交調節、南進準備完成迄、諱略ナリト、説明ヲ與  
タリト、說加支配的トナリキナル。日本ニ於テ所謂對日包  
圍陣トイフ言葉が成ニ使用セルヤウニナリ概ニシヤーリスル、  
而ニハ月ソ内閣、対未ト程遠イ反未的、色彩ハ強ニキタ。  
七月三十日、宇治次官、病氣、ハル長官ニ代リ野  
村大使代理、若松公使ヲ招キ、情報ニヨリ日本ハ最近佛  
印ヲ占領スと摸倣アルカクテ、從事、會議ハ無用十九一下

Def. Doc / 579

警言書ロシ、二十二日、ウエルズ次官、野村大使ト会談、從未末國  
ハ能フル限リ、カ心耐テ以テ日本ト会談シテ未タガ今トナツテハ最卓  
会談、甚壁ハ全ク失ハシニ五カタシト軍大申入レラシタ。  
二十四日、野村大使ハ内々テ大統領ト会談シテ、此時大統領、  
佛印問題ハ致命的、重大問題アルコトヲ述ヘ左、重大  
提議ラナシタ。  
一、佛印ヨリ（若シ進駐後ナハ）日本軍、撤退ラ條件トシテ  
二、日、米、英、蘭、支ニヨル佛印中立化、其同保障。

三、佛印、物資、獲得保障  
カクレ七月二十六日ニハ東京政府、佛印進駐ト發表ト、未國  
政府、済東廣凍結令聲明、相前後シ行ヘシ。事態、陰惡  
化ニ鑑ミ、全ハ同族警視總監ヲ招キ未國大使館、特別  
警備方ア命シタ。

十六、

政变前後カ、佛印進駐ニ至ル十日間ハ東京、華府間、意  
図疎通ニ遺憾、ト失カ多ク、今テ日未會談モ全ク失敗、  
終タカ、感ヲ與ヘルニ至ラカ、内閣ハ食クシ、希望ヲ捨ス、  
二十四日、未大統領、佛印ニ角スル提案ナリトシテ会談  
再開ニ努力ア、傾泣シタ。ユーニテ四日、大統領提案ナリト  
捷大ニテ佛印外ニ泰國ヲモ中化セ之タル提案カ三十一日、ウ  
エルズ次官ヲ迎シテ申越セタ。東京ニ於テ、七月二十九日、三十日、  
八月一日、四日、ト連續的ニ連絡會議が開カセタ。余ハ三十日  
海、外兩相、八月一日陸相ト懇談、又頭山満氏等ヲ招テ  
連絡會議ニトシテ、対未申入ヲ決定スに連ビトナタ之ハ形  
式上ハ大統領提案ニ對スル回答アラタカ之ア以テ停頓シテ

No.42a

Def. Doc. 1579

ハ、日本ハ佛印以上ニ達致、言高思ナフ、佛印カラハ東那事事並解  
一日本ハ佛印以上ニ達致、言高思ナフ、佛印カラハ東那事事並解  
決後撤兵スルコト

二、七島、中主ラ保章スルコト

三、米國ハ南西太平洋ノ武裝ヲ撤齊スルコト

四、米國ハ蘭印ニ於ケル日本公使原獲得ニ協力スルコト

五、米國ハ日支直接商議、協定シテ又撤兵後ニ元佛印  
於ケル日本、特殊地位ヲ容認スルコト

コ、訓電ハ八月五日、野村大使宛發セシ大使ハ六日、ハル長官  
ニ之ヲ傳達シ嘉先方ハサシタル興味ヲ示サズ、日本ハ武力  
政策ヲ捨テ不限り會談續行、余地加ナイ莫ラフ說イ久來  
國トニテハ如何其事態ニモ対処スル覺悟ナリヤウニ亦現ハシ  
ト野村大使ハ報告シテ未タ、二日經夕八月八日、ハル長官ハ  
野村大使ニ米國ハ回答ヲキ交シ易カ之ニハ日本側提案  
内、立合ニハ全然觸レテナク、日本側対案ハ大綱領提案事ニ付  
スル回答トニテハ、ポイントが外レテ中ルニトヲ拍揚シ、旨ト一語、  
諸大綱領提案ヲ再び觸及ヘストイフミナ陳ナモ知ルタ  
十七

余ハコノ間、日米間、局打開ニヨクタケテ半タガ遂ニヨラ  
大綱領ト會見シテウトイフ、一大決心ヲ固ナルニ至ラタ、ソシテ八月  
四日夕、御ナテ之ヲ陸海兩相ニ打明ケタ、余、諸ハ左、如クニ  
元。

二、米國大綱領ハ、

原本通

此間缺空一ト言ワニギル後テヒ等書置

スギニトハ盡スニトカ我之ノ義務テ凡ト考ヘル、今日迄、日米  
一、諸合、裏ニ種々詮解モアリ、又風情、行違ヒモアリ、雙方、

No. 428

No. 43

Def. Doc. 1579

眞島意加徹底居ラス恨ガアリ。此に惟ニ戦争ニ入ルト  
コトハ、古界ノ平和、持ニ日本、國交ヲ最ミ御転念符シテ  
階下ニ付シ奉リテモ、又國民ニ付シテモ、為政者トシテ申譯  
ナシコト、考ヘル、書函スケケ、コトハ畫面シテ遂ニ戰争トナリテ、  
ナシハ之ハ致シ方ナ。ソニ場合ニ、我々モ肚モ坐リ國民ノ覺悟  
モほん、政局戰争前ニキリス、生エンバレニカ再ニヒツトナ  
會見ノ爲ニ大膽ニ赴イタコトハ結果カク見テヒツトナ  
臆サタ形アハアルケシトモ、英國ノ覺悟アキメサル上ニハ相當  
ノ效果カヌタト思ハシル。

一此第ハ全う危機一擧、時アラチ、野村大蔵等ヲ通シ  
、交渉ハ時宣ヲ失スル虞アリ。宣旨口總理自ラ大綱  
領ト會見上、帝國ノ眞意ヲ卒直大膽ニ指歴スヘレ  
ソ、際甚ニテ諒解サシテ席ヲ蹴テ歸ル覺悟ヲ察ス  
ルハ素ヨリナ。遅延対未戰争、覺悟アキメカル事極テ  
大綱領ト直接會見遂ニ諒解ア得ニカクタトイコトナシ、  
國民ニ付シテモ眞ニ日未戰争已カラ得スト、覺悟ヲ促ス  
コトナリ。又一般古界ニ付ニモ、脣略アコトスル、テナクレテ太  
平洋平和維持ノ爲ニコシケ誠意ヲナ歴シタケアルトイフ  
コトガ合キリ今ア、古界輿論ノ悪化ヲ幾分ニモ緩和シ得  
ル利益加ル。

一大綱領、キルニ末ルコトハ、最初、諒解安モルコト  
ナルヲ以テ助スレモ実現不可能ト思ヘナ。又詰合モゆ  
ズニ最御ヨリ之ヲ絶望觀ニ要シ。勿論日本ノ主張  
ハ太東亞其常圖、確立ニアリ。末國ハ九ヶ國條約稍

Def. Doc. 1579

トレーニ居ル、此兩者ハ相容レナ。併乍ラ米國モ合法的  
ル方法ニ依ル。九國條約、改訂ニハ、何トキアモ相許セ葉  
ル。用意アリ、トモニロフテ居ル。又一方日本ニ理想トシテ  
大東亞共榮圖確立ヲ目指スモノアルトモコノ理想、全  
部ヲ一舉ニ實現スルトコトハ今日、國力、上カラミテ無  
理ナルカニシテ日本、話合トシテモハ雙方が大乘的  
立場ニ至ラ、話えしに出来ナイコトハナリト考ヘル。

コノ會談ハ意ヲ密スル、何トナリ、獨蘇戰、自通シトシテ  
大体九月二日止ムが見エル、君ニ今日一部、人、豫想貯スル  
如ク戰爭際着スル獨逸、将来へ樂觀ヲ許サナリ。カ  
ル形勢トチタ昇合ニ來國、自尊心も強ナリ。日本  
「話ナトハ寄付ケナイコトニル。遂ニ獨蘇戰の獨逸  
有利ニ展開スルトシモ、コノ會談ハ日本ニトヲ大に不利  
底圓サナリ。獨逸、日本ニ対スル感情、冷却スル處矣ハア是  
獨逸、妄界征霸トク。獨逸、対英米完勝ハアリ得ズ。  
隨筆曰獨、角筋ハ如何様ニ轉向、余ハアリ得ル。故  
ニ此際ハ獨蘇戰が有利な場合ハ深ク心配スル要ナ  
ク、竊口獨逸ニ不釣た場合ヲ考ニ、日モ速々來國ニ  
チラ打ツトカ急務テアルト考ヘル。

一、併乍ラ問題ハ何モ來國ト話合ヲ付ケレバ好イコト  
トアハナク、話合ヲ付ケルコトニシテ、余リ媚態トナリ、屈服  
トナリ、ナラヌコトハ勿論テアル。要スルニ畫定スルコト、畫定ス、ソ  
シテ古来ナシレハ已ムア得ナリ。畫定スルケンコトヲ畫定スルコト  
對外的三モ村内のニモ、必需要アルト考ヘルカ也。陸海兩相ハ堅  
張シテ、持て余決意ヲ聽キソ、易カハ即答シ難ネカ海  
軍側ハ、白、間ニ全面的賛意ヲ表明シ、又會談成成功

No. 444

期待スル旨言フア未久、又陸相、返事ハ文書ヲ以テ言ニ未タ  
即ナ次ノ如レ

Def. Doc. / 579

總理自ラ末國大統領ト會見セん、ハ三國同盟ヲ基調タル  
帝國現在、外交ヲ必然的ニ弱化スル結果ナリ。且國内の相  
争は故ラ生スルコトヲ豫想セアル、ヨリニ過吉ナルモノト思考  
ス。然レモ現下、急迫是時局下ニ於總理自ラ挺身ニ難局  
打開フ試ミントス。決意ニ付シハ眞ニ故意ラ表スル次第ニシテ若  
シN工作（野村大使、交渉ヲ指入）ニ付ス帝國終ニ安ホ張卓  
方針ヲ堅持シテ最終、歎カカラ拂ヒ。然モ高末國大統領の帝國  
之尊意ヲ正解矣。依然現在トリアル政策ヲ施行セトスニ場  
合ハ断乎対米一戰、決意アリテ之ニ臨ムル於テ八陸軍上  
元ニ敢テ異存ラ唱ハル限りナリ。

附言。(一)先方、内之意ヲ探リ、大統領以外、ハ長官以下ト、  
會見ナシ不同意ナリ。(二)會見、結果、不成功、理由ヲ以テ  
詳職セラカルト。否寧口対未戦争、障礙ニシテ決意ヲ固メ  
タル上。

尚陸相ハ「ヨノ會談ハ失敗ニ終ル公算、方ガ大キイ」ト、意見  
ヲアラシトモ凡ニ問題ニ至ル。慎重熟慮、末事ハ迅速  
運び可トス。結論ニ到達シタ、余ハ六日朝連絡會議直  
後陸下ニ拜謁シテ決意ヲ奏上シテアル。翌日午後御召  
カアリ。末國、對日全面的石油禁輸ニ因ル海軍側、情報セアル  
コト。大統領ト、會見ハ速ヤシト、御督促ア蒙ヌト  
テアル。野村大使宛訓電ヘ七日午前發セテ半夕、ニ、軍大提  
案ニ米國側ニ與ヘ第一印象甚矣失望的立ク、恰度大統領  
官ニ會見シテ、提案ヲ傳達セタル。既ニ承バタクニ、時ハ八月  
四日、日本提案ニ付スル末國、回答ラハルカラ受取ル時トカニ連  
平ニシテタケン。肝臍、新ニ提案ニ付シテハハルハ日本、政策  
ニテ變更ナ限リ之ヲ大統領ニ取次ケ自信ナシトイフ挨拶  
アリ。野村大使ハソレ以上押サヌコトハ東京方面シル大使ニ  
傳キカケルヤウ、慶報ニ未久。

No. 45

米國ニ於テハ大統領トチヤーキル首相、共同声明發表ガアリ。

之ニ對スル辛辣ナ日本對テ、論調ガ傳ヘリ。又十四日、

平沼國務省、遭難ガ煽動的ニ報道サレタ。又十三日ニハ、

ハル長官ハ平然トシテ在支米國权益踐踏、數々ヲ列舉

シテ抗議書ヲ野村大使ニ送交シ、申入レルモ、八申入レテ置ク

トヨツ米國傳統、外交ヲヤツテキタ。野村大使ガ接触スル米國

苦ガナ、ト、悲觀的空氣ガ溢レテキタ。而懲、急迫ヲ感シテ

大使ヘ十六日、洋上會議ヲ終ヘタ大統領、歸華ニ先立ケ、

再びハルト会談シ、我真意説明ニ努メテ既、ハルハ例ニヨリテ

シリタリ。ドミネーションニ=對スル反討ヲ反覆シタガ、兩首腦者、

會見ニ開シテハ態度稍軟化シ。貴殿ニ於テ充分、見込ヲ持タ

ル、十六日、ホワイトハウスニ取次グモ可ナリト答ヘタニアル。

## 十八

果然八月十七日、ルーズベルト大統領ハ洋上會議カラ歸華  
勾々、日曜日ニ拘テス。野村大使ヲ招致シテニツ、申入ヲシタ。  
一六日本ノヨリ以上、武力南進ニ對スル敬言告テアツカ、今一ツハ  
兩國首腦者會見、提案ニ對スル回答デアツタ。ソニ依ハ米國政府  
ハ余及日本國政府、着想ヲ多トシ。日本國政府ガ日本ハリノ膨脹  
活動ヲ停止シ、立場ヲ調整シ、且合衆國ガ誓約シ来レル  
プログラム及原則ニ從ツテ太平洋ニ開スル平和的プログラムニ乗  
出スコト、希望ヲ有シ、且実行シ得ルニ於テハ、合衆國ハ一旦  
中絶セラレタル非公式豫備的討議、再開ヲ考慮スル用意アリ。

No.46

Def. Doc. 1579

No.47

Def. Doc. 1579

且欣然意見交換、爲適當ナル時期及場所、幹旋ノ努力又ベシ  
ト主義上、贊意ヲ表明シ、最後ニテリシカ爲ニ明瞭ナル。スニ  
ト各自ノ提示サレタイ」ト要請シタ、テアル。而シテ左ハ、平和的ノ旨意  
下、太平洋全域ニ於ケル經濟的機会及待遇、平等原則、適用  
同地域内ノ諸國民、自發的且平和的協力、脅威ヲ受ケル國民ニ  
対スル援助、軍事的又政治的支配及獨占的又優先的經濟権  
利ノ排除等ヲ内容トスルモノアルトが明カニテシテキタ。

又野村、ルーベルト会談ニ於テ、大統領ハ終始上機嫌裡ニ  
ハ今見場所トシテハ布哇ハ地理的ニ不可能アルカス、アラスカ、  
アラスカノアガヨカラウ。又期日ハ十月中旬ノハ如何、ト返話が造メタ、デアル  
大統領が問題ヲ了務当局カラ取り上げ、自ラ大局的見地ヲ迅  
速ナ解説ヲ圖ラウトスル意図アルコトハ、野村大使、会ツク  
一閣僚（ウォーカー）カラモ窺ヘタ、デアル。野村大使ハ、機ヲ逸失、  
果敢ニ応酬スベキデアルト東京へ電報シ、参考マデニト一個、回答  
私案ヲ寄、越シテ来タ。

東京デハ七日訓電發送後、九日、十三日、十四日、十六日ニ連絡會議  
ヲ開ク外、余ハ陸海外三相ト疏ニス連絡懇談ヲ重ネテキタ。  
十八日、豊田外相ハグルー大使ヲ招キ、両国首腦者、会見、最も  
必要ナシ以テカ說シ、リ、實現方ニ協カフ要請シタ。

ソノ頃、野村大使ヲ助ケテ村米会談ニ盡カシテキタ岩畔大佐ト  
井川氏が帰朝シ、岩畔大佐ハ二十日、連絡會議ニ招カシテ、從来、  
経緯ト先方、之情ヲ詳細説明シ、又井川氏共々個別的ニ  
余ハ陸軍關係ヲ說いて予能、闡明ニカル所ガアツタ。又  
若杉公使モ帰朝シ、主トシテ外務省關係、向ニ少シタ異ウタ角  
立カラ視日米交涉觀ヲ述ベキタ。

Def. Doc. 1579

八月十七日、大統領カラ野村大使ヘモ交セタ米國、申入ニ対スル  
我が回答ハ、八月二十六日、連絡會議テ決定セラ。ソノ要旨ハ、米國  
政府從東、態友ニ日本側カラ見レバ承服シ難イ乞アルコトヲ指摘  
シタ後、日本、南方及蘇聯ニ対スル態度意圖ヲ更ヌテ闡明シ、  
米國、謂フプログラムハ、全世界ニ適用ケルベキモノニシテ、從ツテ  
ソ一部タル太平洋地域ニ適用サレタモノアルト同时ニ、一國、存立  
上必須要ホリ先ツ其、隣接地域トノ關係、於テ相互ニ充足  
調整セラルニト必然的且當然ニコトニシテ且平和確立促進上  
緊急ノコトゲト說イターテアル

同日、連絡會議ヘコト回答ト共ニ、余カラ直接ルースベント大  
統領ヘ宛テラメウセーデラモ採擇シターテアル。コノメウセーデラハ、  
必々シモ從東、事務的商議ニ拘泥シズ、大所高秋ヨリ日米  
問題ヲ論議シ、之ヨツテ急激ニ進展スル時局ニ討處シヨウト  
スル今見提案、眞意ヲ阐明直哉ニ述ベ、今見実現、  
一日ニ速ナルコト、希望ニシタス、テアワタ。

ヨーロッパ文書ハ、野村大使ニヨツテ八月二十八日、大統領ニ直接手  
渡セラタ。大統領ハ、余、メウセーデラ讀ミ、非常ニ立派ナルモ、レト  
大イニ賞讃シタ後、近衛公トハ三日向位、今讀ラ希望ニルト  
言也、期日ニ内シテヨリ言候ヲ与ヘナカツクガ、大イニ無氣、色ヲ見  
セタ、テアハ、恐ラクニ時が日暮、一易近寄、ウタ時テアツカモ知シナ、  
大統領、衆氣ナニ較ベルト、リ、時同席ニテキタ、ヘル長官ハ極メテ  
慎重デアリテ、同夜更メテ野村大使ヲ招キ、首脳者、今見ハ之ヲ

No. 48

Def. Doc. 1579

争第一纏ツク話、テテイフイケーション、形ニタイトイ、米國側、主張ヲ綴述シ、日本考へ方ト根本的ニ相違スルトヨ明カニシタデアル。ソニテアリ、爲六、從事ヨモ明確ニ支那問題、就中撤兵向題、自衛权向題等ニ關スル日本政府、意図ヲ承ルトガ先決問題デアルト強調シタ。

市觀的十大統領ト、会談、模様、非觀的十國務長官、意見ノ市、野村大使、報告ハ八月十九日、三十日、東京ニ到着シタ。之ハ直面スル難處打開、方法ニ肉シ、極メテ重要ナレ候トヘルモ、テアリ。政府、觀測毛示觀、悲觀、而様ニ令シガ、一応会見実現、際、準備毛進、陸海外何レモ代表、人選ヲ行ツテキタ。外務省側、何レカトイヘハ、ハル長官ニヨウテ、代表サレル國務省得統、理論外交ヲ幾分力輕視シ、大統領ノ政治家的解決ニ期待ヲ體ケヤウタル意見が有力化シテアリ、テアリ、八月三十日、連絡會ニ於ケル、豐田外相、如キハ、大ニ市觀論、傾イテキタデアル。

九月三日、ルースベルト大統領、野村大使内窓ニ招致シテ、近衛大臣一ツニ付スル回答、メモ一チハ、之ニ附隨スルオーラル、ステートメントモ文シ、文統領ハ余ニ対ニテ、

ツタガ、米回税、集氣ハ承サズ、メソセーテ、内容ニ鄭重シ極ヌタ文字、テアリナラ、会見ニ同意スル明確ナ表覗テ避ケ、寧ロリ、前提要件トシテ基本原則ニ關スル日本、同意ヲ取付ケル必要ヲ述べテアリ。コニハシナクモ、國務省の意見が支配的トナツタコトが明カトナタ、テアル。オーラル・ステートメントニ至ツテハ、今迄表面ニ出スコトヲ避ケテ中々四原則ヲ明記シ、之ヨリ從来

No.49

No. 50

- 一、佛印以上 = 進駐セズ
- 二、三國條約ニ付ス日本、解釋ヲ自主的 = 約フ
- 三、日支協定ニ遵ヒ支那ヲ撤兵ス
- 四、支那於ル米國、陸海活動ハ今ノ基盤ニ於テ行ハル限
- 五、南西太平洋ニ於テ通商上、無差別待遇、原則樹シ

Def. Doc. 1579

約ハレテ馬タ詰合ノ基礎ニアク、又リ中ニ織谷レキナセ、ニアルト  
意、八月三日、交セラタ日本、向答、余、大ツセーナ附隨ミタモ、  
之同意ア表明スルモノト見ルが、六月三十日、米國諒解案ニ就テ、  
意見不一致、マ、所サレタ諸問題アク、コノ際、之ヲ片付ケルト  
ガ先決問題アルト論、ハ、就テ、ニ根拠問題ニ付スル日本  
政府、態度ヲ取クタイトイ、飽々近國務省的ナムアリ。  
翌、冒、野村大使がハル長官ニ会ツタ時ハ、ハル、態度ハ更ニ硬化  
シテ居、四原則ソ、モ、ガ最要アツテ、日本ニ之ヲ支持スルコトガ  
セウツハツキリセネハナヌト述ベタニアル。要スルニ米國側ハ、  
両首脳者会談、基礎ハ、從来、諒解案ノ基礎ト同一ナルベシ  
ト、態度ヲ堅持シ、アリ返先ツ、諒解案ハ、日米、完全十全意  
ヲ取付ケヨウトスルモノテコトア。

二十

六日米、西常ナル通商關係、恢復ニ必要ナル措置ヲ講ス。

以上ナニ次ヨ約諾シ、米國之ニレシプロケートスルトイフノアル。

外務省ハ非常十期待ヲ、案ニ懸ニケテ、九月冒、與田外相カテ

グル大使ヘ、野村大使カラ、長官ヘトニ重傳達形ヲツタヘアル。

此案ハ別ニ新クナ提案案、ナガト從事日本トシテ、言フベキトハ

言已盡ニタニトテアリ。且四月以來、交渉ノ基礎トナレル諒解案

中根和的原則的主張付シ議論、上下スル時ハ、併時黒ツヘシ

トモ思ハレバ、カク六月、危局一處スルコト、出来ナイカラ、先ツ

並面緊急、具備的問題ナガト、抽出シテ之ヲ首腦者会談

ノ基礎トニヨウトノイヲ趣旨デアリタ、知アル。

然ニ米國、日本全面的諒解案成立困難ナル爲之ア

避ニ特タル方針、ナガト新クル提案案ヲナシルモノト解シタ。

カラ、外務省側、非常十期待ニ及シ、九月冒、安丸モ、ハ

従ニ誤解ト混亂ト捉イシニ遇ギナカウ。

米國ガカク誤解シタる無理ニハナカツタ、トイフノハ、米國

トニテハ、六月三十日案ナシモノア朱印トニテ、最後案トシテ

日本側ニ提示シテアル。

之ニ對スル日本、回答ハ前述ノ如ク七月十五日登記レタガ、

改變ニ他、理由カラ、野村大使之ア米國側ニテ居テナリ。

即ナ米國側トニテハ、六月三十日案ニ對スル日本、対案ヲ受取

ラ東向三月九月冒、安丸ガ未タ、テアル。ニシテ米國側ニ誤解

ヲ起、是も重大ナル原因アリタト思フ。

カク、如ク複雜天然モ果テニ外友折衝ガ東向ト

No. 51

Def. Doc. 1579

華盛頓、向二行ハレテキル時、東京デハ特筆大書スベヤ問題が政府内ニ起シテキタ。ソレハ米國ト何處モ交渉ヲ續ケルベキカ、ソレトモヨイ加減ニ見切ケルベキカ、ソレバカリナク見切ヲ付ケテ米國ト戦フベキカトイフ重大問題ダツタ。

Def. Doc. 1579

抑々ヨリ米諒解、外交交渉ハ政府、陸海軍、統帥部、何レモ極<sup>ケ</sup>上層ノ主腦部、向ダツテ始メラレタモノデアリ、下ノ方ニハ絶対極秘ヲ進メテレテキタ、デアル。而シテ首腦部、向天、唯一人松岡外相ヲ除イテハ何レモ交渉、成立ヲ希望シ、又ソノ為ニヨソ反対ヲ恐レテ秘密裡ニ之ヲ約ツテキタ、デアル。彼ガ漸次漏レ始メ、殊ニ松岡外相、独伊ヘ、内報等ヲ契機トシテ、オボロゲドカラ交渉、全貌が判以テ來ルニシテ、下ニカク反対ノ氣勢が起ツテ來タ。

殊ニ陸軍ニ反対ガ強クナツテ来タ。恰モソイ時、独蘇開戦、衝撃敷アリ。政府首脳部ハ計蘇即時開戦、硬論ハ押へ得タガ一種、代償トシテ佛印進駐、廟議ヲ一決セザルヲ得ナイコト、ナリ。同时ニ第一場合ニ備ヘテ対英米戦、準備ヲ本格的ニ進メル勢トナツテシマツタ。戦争準備ト戦争リ、モノト、已別ハ最ニ嚴格ニ守ラネバナラ又モノナルト同时ニゾノ困難ナルコトモ否ミ難イ。準備が進ムニシテ日本交渉反対、声ガ高マツテ来タ。

No. 52

然モ佛印進駐ノ效果ハ即時且強烈ニアリ。

Def. Doc. 1579.01

米國ハ日本ニ煽行經濟断行シテ自國傳遞、堅叢南ガ事  
和政策アリコト宣明スコト傍若無人ニ似テ金井ノ事ニ東國強  
烈ナ反撥ハ當然日本、反米陣營ヲ又ジリナ反撥也。日本ニ文  
涉ニタスル反対ハ今ヤ公然タル事実トト。ノハニ生ヒテ未タサフ丁  
内閣、行クキハ難改テ極メタヌアツ。遂ニ金トニテ自ラ未國  
大統領三會見テ申込ム決意ヲセラレル。所謂近衛メウ  
ヤチカ野林大統領、會談ヲ済シ内容ノ割ラトシ儘ニ徒ニ  
揣摩臆測ハ横行シテ、交渉ハ益々困難、一度ヲ加ヘタ。八月  
頃カラ參謀本部、閏係ハ首腦部ヲ概ニ交渉無用、日  
米戦争論テコトキタト見テル。アレ。ヨリ對策ニ肩心スル余ト  
陸海外各相ト、懇談ヤ連絡會議、度數ガ八月後事カラ目  
主ニ多ナ。或ニ程度テ交渉ヲ打切り対英米戦ニ深入スヘ  
ト云フ。國策ニ議題ニ上ラキナリ。

カクミテ九月六日、即前會日議テ以テ、帝國國策遂行要  
綱ハ決定サルニタ。其要綱次一如ニ。

### 帝國國策遂行要領(即前會議議題)

帝國ハ現下、急迫セル情勢特ニ米、英、蘭等各國、執ん对  
日攻勢、ノ解、情勢及帝國國力、彈撥性等鑑ニ、情  
勢、推移ニ伴フ帝國國策要綱中間方ニ對応施策ヲ左  
記ニ依リ遂行ス。

一、帝國ハ自存自衛、全フスル為、对米、(英、蘭)戰争ヲ  
辞セサル決意ト下。概ニ下月下旬自存自衛軍事准十  
備ヲ完整ス。

ニ帝國ハ右ニ並行ニテ米、英ニ對シ外交、手段ヲ盡シ帝

國、要求貫徹ニ努ム。

對米（英）交渉於帝國、達成本軍最大限度ノ要事項並ニ之ニ關聯シ帝國、約諾シ得ル限度（別紙一セシ（別紙、有略ス）

三、前號外交文交渉ニ依リ十月上旬頃ニ至ル尙我要求ヲ貫徹シ得ル目途キ場合ニ於テハ直ニ對米（英蘭）開戦ヲ決意ス

對南方以外、施策ハ既定國策ニ基キ之ヲ行ニ直ニ米以對日連合戦線ヲ結成セヌサルニ勉ム。

右第三項中、十月上旬頃ニ至ル尙我要求ヲ貫徹シ得ル目途キ場合トアルカニシハ最初統帥部提出、原案ニ貫徹シ得サル場合トアリテ政府側が交渉ノ目途キ場合ト訂正シタデアル。御前會議前日、余ハ參内ニ議題帝國國策遂行要綱ヲ内奏シテ處。

陛下六之ヲ見ルトニ戰爭準備ヲ記シ、二、外交文交渉ヲ掲ケタル。何ヲ力戰争ノ主ア外交ノ從ドアルカ、如キ感シテ受ケ、此矣就テ明日、會議于統帥部、兩總長、質問シタリト恩カト仰セシタ。余ハ之ニ對シ奉リ、一二順序、ハスシテ輕重ヲ示スニ非、大、政府トニテ、飽クマテ外交文交渉ヲ行ニ交渉トウシテ、纏ラス場合ニ戰爭準備ヲ取ルトイフ趣旨ト申上ナシ、此矣、就テ統帥部ニ街質問、思召シテハ、御前會議ミハ場所柄如何カト考ヘテミケラ、今直ニ兩總長ヲ街口ナリシテ、如何ト奏上セシム也。呼、尚總

No. 54

Def. Doc. 1579

Def. Doc. 1579

理大臣モ陪席セヨトノ御言葉テアリ。兩總長ハ直ニ參ム内  
拜謁シ余ニ陪席シタ。陛下ハ兩總長ニ對シ、余ニ對スル御下  
問ト同様、御下問アリ。兩總長、余ト同シ奉答シタ。

統率陛下ハ杉山參謀總長ニ對シ、日來事起ハ陸軍  
トニテハ幾許、期間ニ先付ケ確信アリヤト仰セシ。總長ハ南  
洋才西タケハ三ヶ月位ニテ先付ケリマスト奉答シタ。陛  
下ハ更ニ總長向ニシテ改ニ支那事變勃發当時、陸相アリ。

其時陸相トニテ、事變ニ一月位ニテ先付ケト申セシトヲ記憶  
ス。然ニ四年、長ニワタリ未だ先付ケレテナカト仰セシ。總長、  
恐懼ニテ、支那ノ奥地ガ開ケテ居リニテ是通り作戦ニ得カリ  
事情ヲクドウトト辯明申上ケタ处。陛下ハ勵声一番、總長ニ對セ  
テ、支那ノ奥地ガ広イトニ言フナラ、太平洋ハナ広イテナカト。如何ト  
ル確信アリ三月上申スルト仰セシ。總長ハ唯頭ヲ垂レテ答ヘルテ  
得ス。此時軍令部總長助ケ舟ヲ失シ、統帥部トニテ大局ヨリ  
申上ケス。今日日米、關係ナ病人ノ例ヘハチ術ヲスカシナカノ瀕  
戸降ニ来テ居リス。チ術ヲエナシテニ、儘ニシテオケハ段々衰弱シ  
テキラ虞ガアリマス。チ術ヲスレハ非常ナ危険ガアルカ助ム。望ニ元  
ナシハナリ。場合、思ニ切ニチテチ術ミスルカトウカトノ段階ニテルカ  
ト考ヘシテス。統帥部トニテハアリテ外文交渉、成立ヲ希望シマ  
スが、不成立ノ場合ニ思ヒ切ニチテチ術ヲシテレハラント存レマス。  
此、意味ナ此、議案ニ賛成致シテ居リテアリマスト申上ケタ处、  
陛下ハ重ネテ、統帥部、今日ハ外文ニ重兵ヲ置ク主旨ト解ス  
ガ、其、通リカト食ナ押セシ。兩總長共其通リん旨奏答  
ス。

No. 55

Def. Doc. 1579

明治九月六日午前十時、御前會議が開かれ。席上原枢密院議長より、此案を見たる外文ヨリ、寧ロ戰争ニ重兵の力に感アリ。政府、統帥部、趣旨ヲ明瞭ニ承りタシト、質問アリ。政府ヲ代表シテ海軍大臣が答辭シタカ、統帥部カ又、誰々發言ナカタ。然ルニ、陛下、實如御發言アリセラレ、ロハ今、厚犯相、質問ハ誠尤モト思フ。之ニ對ニテ、統帥部ノ何等答へテイ人甚ケ遺憾アリ。ナレ懷中ヨリ明治天皇、御製表

四方の海みな同胞と思ふせになどあり波々三五七八

ヲ記えん紙片ヲ拂取去シナリテ、之干拂読ミ上シナリ。余ハ常ニニ、而製ヲ拜誦シテ、前天帝ノ平和愛好、而精神ヲ紹述セント努メテ居ルモノアルト仰セリ。滿座肅然、暫ク一言更に發スル者ナレ、聽テ永野軍令部總長立チ、曰ク、統帥部ニ対スオ咎メハ恐懼佳ニ堪エフセシ。實ハ先程海軍大臣が答辭致マリ。ハ、政府、統帥部双方ヲ代表シテ、沈默ニテ居リシテ次第、アリマス。統帥部トレテ勿論、海軍大臣、才答改ニタル通リ外交チ王トシ、方已ハナ得サル場合、戰争ニ訴ルトイフ主旨ニ度リハ、ニサナヤント答ヘタ。カウテ拂前會議、未嘗有、口張り裡ニ敵会シ。

二十二

日本諒解、ニ文書ヲ進ミサウテ進ミス。又首腦者會見、提牢の不統領、心境ヲカナリ動シカラ、今一步ノ所テ、容易ニ窓現ニカウモナリハ、一六東京華府間、電報訓令ニ基ク野村大使、努力シケテ、先方ニ元々日本ヒ直意ヲ傳シテ、平ナイカラテニアウ。ソコテ、余ハ自ラケル一大使ニ会テ、話ヲスル決意ヲシ。

No. 56

八月六日、右ニ述ヘ、國策等調和決定の日、連絡外相  
一諾解下、余ハ極秘裡大使と通訳ト行ト、沙翁事官  
ト会食懇談。

Def. Doc. 1579

余ハ現内閣が陸海軍一致ニ文書、成功ヲ希望シ居テ、  
内閣ヲ指シ外機会ト、實質ト交渉調査又フ今ニ機会  
ヲ逸スル、我々生涯、間ニ遂ニ、機會が来テアラウト、最  
も含蓄の言明トテ。陸海外芝代表人達ミテ大体済ニ本  
事実ヲ詮説。此際一旦早々大統領と会見之根本問題ニ就テ  
意見ヲ交換之必要ヲ力説シテ。

クレ一大便ハ、公、四原則、対し余、意見ヲ質シ、余ハ、原則的  
ニ総括テ、大實際適用、段々大ト種々問題が生ハシ、問  
題ヲ解決スル為ニリ、意見ヲ交換シテ、ト説シタ。

一時間半ニワク懇談、後、クレ一大使ハ、直接大統領宛、メ  
テシトテ今日、会談内容ヲ報告スルヲ約シ、報告ハ自  
今、外交官生活ヲ始率以来、最も重要な電報ニシテ、ト感  
慨テテ述ヘタ、テ。

二十三

冒出来、自未文殊モ、日本側カス余ト大統領直接会  
談シ甲乙、トテ大キ干手ヲ打テ又余ハ大統領ニタマテ、テ  
クレ大使之意中ヲ打明ケテ、殆ド書面ヘキ文書シテ未トテ、  
乃カ一方、九月六日、即前會議ヲ決定セタ重ノ國策  
底ツテ、支涉自不トニテ、謂ル期限付トカラニテ也。愈々最  
終、段階ニ押シタマレトテ、威加強シテ、主觀、文書、  
難矣大体判リ米國、既モ貞吉カツテ來テ、昂チ原則的  
ハ原則、アリ具備の六文那問題中、駐兵問題、經濟

16.57

No. 58

Def. Doc. 1579

機會、均等原則、問題、三國條約問題等。  
四原則、未國側、  
又余為主義上、結構等トクル、大使二言明テ、  
問題、無サウナ皆アリテ、陸軍及外務一部、主義  
上、同意反対、硬論、消エテカツ。未國八月二十八日、日本  
申入テ右、や三解釋、久、野村大使、誤解、甚、モ、元  
テ、取消申入ヨトカ、大使召還等ト、議論、主、  
立然立ガフ、四原則、テスラ今更否是ニ、日本文尚ハ  
金々不可能ト大コト、明白、アリカツ。余ハ、取扱方ニテヲ不苦慮  
シテ、云。

經濟原則、問題、日本、既支那、於機會均等  
ヲ認ム、肚アリ、唯支那ト、地理的特殊關係、未國、モ  
分ナリ、若ガナト、樂觀アリ、又三國條約問題、闇シテ、文  
書上、表スニコソ出来ナガ、余ト大統領、會見サ、実現、  
未國側ト、詰合、アリ、ト、見込テアリ。唯駐  
兵問題、陸軍側、於、或時、名義、形式、アリ、矣、ノト、穩  
健論が、アリト思、ト、望、自、絶対不動ト、硬論、傳、ミ。日本政  
府部内、問題、何上ニセニ一、莫、ト、今感、強カツ。  
二十四

政府ハ一方、於八月未文達、運行ト、他方、於八九月六日、即前  
會議、決定、萬國策、電、軍用ト、刀、不含、萬頓、深刻  
十、指ミテ、ワナタ。余が官邸日本間、二、宿泊、スル日が多、ナ、名  
九月二十四、二十五兩日、ツリ、余ハ、陸海外三相、及企画院總  
裁、長時間、會議、候。

休

No. 59

Def. Doc. 1579

養ラ捕一易一間及川海相ヲ招伊丁部内、室丸直其聽  
取シ。同日余全人參内拜謁後局長連ヲ退ケ閣僚ト統  
帥首腦下ニテ庫洛會議ヲ催ス。五日夕ノハ秋宮ニ陸相  
来邸テ私大下クミテ文涉ヲ継続シヨウトモ決意ヲ披歴シ。  
陸相ヘ七日被遲、余日本間訪未、駐兵問題開シテ未  
國、主張スニヤウ大原則的三忌全部廢兵、然後駐兵ト  
形或ノ軍上手絶対承服シ難近ト全強談判干持ナガリ。  
陸軍側、強硬態度ニ鑑ミ、余、六日、八日、再度ニツカニ海相  
外相ト個別の會議シ、危局回避方ヲ協議シ。外相、更  
二十日余ヲ訪ニシテ兩度及ヒ何占辛文涉ヲ継続甚方途  
ニテ懇談シ。連絡會議、百音開催セリ。此間、三長官、  
特、鈴木總裁、動大際而立テ注目的トツテ平名。

以下 次頁

Def. Doc. 1579

十月十二日、五十回誕生日、日曜ニモ拘ラ入午後

早ク、陸海外三相ト鈴木企畫院總裁トヲ萩窓ニ

招集シテ、和戰二擇スル最後、會議ヲ開イタ。ソノ會議

前ニ海軍、軍務局長ヨリ書記官長ニ、海軍ハ交渉、破裂

ヲ放シナ。即チ戰爭ヲ出来ルゲテ回避シタ。然シ海軍ト

レテハ表面ニ出シテ之ヲ言フコトハ出来ナ。今日、會議ニ於

テハ海軍大臣カラ、和戰、決ハ首相ニ一任スル、ト云フコトヲ述

ベル筈ニナツテ居ルカラ、ソノオ倉ミテ願ヒタ。トイフ報告がアツタ。

果レテ劈頭ニ海軍大臣ヨリ次、發言ガアツタ。今ヤ和戰何

カニ決スベキカ、閣頭ニ未タ。ソノ決定ハ總理ニ一任シタ。テ

和テユクナラハ何處マテモ和テユク。即チ多少ノ讓歩ハシテモ

交渉ヲ飽クマテモ成立セシルトイフ建前テ進ムベキテアル。

交渉半バニシテ交渉ラニ、三ヶ月シテカラ、トウモ之テヤアイカ

シテ、サア、コレカラ戰爭ト言ハシテハ、海軍トシテハ困ル。

戰爭ヲヤルト決スレバ、今此處アキナケレバナラ。今ガソノ時機

タ。最後ノ時機ニ未テキル。ヤラナイトトイコトテアレバ、飽クマテ

交渉ヲ成リ立タセルトイフ建前、下ニ進シテ貴ヒタ。ソレニ對

シテ余ハ、今日此處デ何レカニ決スベシトイフナハ、自分ハ交

渉継續トイコトニ決スルト言ツタ。所グ陸相ハ、ソ總理、結論、

早スギル。一本交渉成立、見込ナイ交渉ヲ継續シテ、遂戦機ヲ

速ストイコトナツテハ一事ナル。一体外務大臣ハ、交渉成立、見込

アリヤト考ヘルカドウカート外務大臣ニ向コテ質問シタ所グ外務大臣ハ、ソハ條件次第アル。今日、問題、最難矣ハ、結局支那駐兵問題ダト思ヘバガ、之就テ陸軍、主張ヨ一步

No. 60

Def. Doc. 1579

モ讓ニトイコトナラバ、交渉見込ナ。然モ互ニ於キ多ナ  
ナシモ讓歩シテモ差支ナシトアリ。交渉成立、見込  
絶対ニナイトハ言ヘナレ。然ル陸相ハニタクレテ駐兵問題ダ  
ケ陸軍、生命、テアラテ絶対ニ讓ルナレトイコトアリ。自今、  
此際名ヲ捨テ庶ソ探リ、形式ハアメリカニ言フヤニシテ、庶貨  
於テ駐兵ト同ニ結果ヨ得六好イテハナイケート言フタニタクレテ、  
陸相ハ遂ニ承服ス。結局會議、二時カラ六時ニ及シダ  
トモ結論到達エズニテ散会シ。

翌十三日、余公參内ニテ内閣直面スル危局ニ就テ委奏上、  
更ニ木戸内府トモ懇談。翌十四日朝九時閣議前官邸  
陸相、末郎ヲ求メ再び駐兵問題ニ就キ陸相、再考ヲ  
求メ。余支那事変ニ重大責任ガリ、此事変ガ四年ニ  
亘ニテ未だ決定ナ見ナイ今日、更ニ前途、見通シ付カナイ大  
戦争入ルニトハ何トニキ同意シ難イ。コノ際、一時属シテ撤兵  
形式ヲ彼ニ与ヘ日本戦争、危機ヲ救ヘキアル。又此機  
会ニ支那事変ニ結束シ付ケルニト、國力、上カラ考ヘモ、國  
民思想、上カラ考ヘモ、必要アドト考ヘル。

國家、進運發展ハモトヨリ望ム所、アルガ大ニ伸シカ  
時ニ屬シテ國力ヲ培養スル、要モアル。ト誠意ヲ披握手  
テ陸相ヲ説ク。之ニ對シテ陸相ハ、此際米ニ属スル彼、  
益々高圧的ニホテトドマル所ゲアリ。撤兵問題ハ  
名ヲ捨テ、庚タルト言ハシケ、コレハ軍士氣維持、上カラ  
到底同意シ難イト主張シテ勅カナカタ。カクテ陸相ト  
詰ハ物別レトナラテ、閣議が開カレマテ陸相ハ日米交渉

No.61

自取早練續スベカラザル所以ヲ興奮的態度アカ設シタ。

二十五

以ニ數次ニ互レ陸相ト会談於ラ次、如キ語が交アレテ。

人間、又マニ、清水、舞台カラ目ラフ、ブツテ飛ビ降リコトニシ  
要ダレ

トイクアニ対レ

個人トシテハサウイ召場合モ一生三度ヤニ度ハヤルカモ知ナイガ、ニ  
千六年、國体ト、一億、國民、ヲトヲ考ヘルナラバ責任、地位  
アソモ、トシテ未来ニトテハナイ」

ト答ヘタコト、ダツタ。

是ハ陸相ニ詰レタコト、テナイガ、乾坤一擲トカ、國運ヲ賭シテヨ  
言フ者ケアリ、松園外相モハラロニシタガ、自分ハソレ開ケト何  
時々不愉快ニ感ジタ、テアワタ、乾坤一擲トヨ國運ヲ賭シテ  
アハ壯快、壯快デハアルが前途、見透シモ付、戦争ト始メ  
シト、個人、場合ト違ヒ苟テモ二千六年無暇、國体ヲ  
思フナラバ爾ク輕ミシテ出来ルニト矣。假令因循ト言ヒ、  
姑息ト評ケテモ自分等ニライコトハ出来ヌ。  
如何ニ遠廻リテアワテモ安全第一、百ハセニト安全チレ  
バ戰争ナドハ避ケナシト固ラ信ヒテキル、其頃、軍人、  
中ニ、斯ウイコトヲ言フモノガヨラアワタ。日清、日露、二大戰  
役モ百ハセニト勝算ガアルナドトイコト、有り得アイト。  
余ハ陸相ト会談ノ際、ココトニ言及シテ、自分等ハ伊藤、  
山縣ハ日露開戦、當ツテ充分成算、アタモト思フ。若  
ニ成算ナシテアワタ、ナランヒ怪シカラシ語、デアル。

No. 62

Def. Doc. 1579

No.63

Def. Doc. 1579

日露開戦前、明治天皇、容易ニ御決心が御叶キニナラテ  
名矣。事時、程首相ガ、今日ヨリハ、御聖断ヲ仰ケウトシ時ニ  
伊藤公令ヲ揮ヘテ、モウ一晩、御考ヘラ願ハシトイコトニシタ、テ  
アツクソ、翌朝、伊藤公ヲ御召ニセリ。日露開戦、就テ、成算  
ガアルカ、トニ御下問ヲ賜フタノニ對ニ奉リ。伊藤公ハ、少シトモ朝  
鮮ハ、露軍ヲ一步で入レシ。鴨綠江境ニシテ、一年間、待  
キ進ヘ得ルニト。一年間ソ、地位ヲ維持スル中ニハ、第三國、  
調停ヲ期得ルニト。第三國ト言フテモ、英國ハ、我が同盟  
國テアリ。佛、独ハ、露西亞側アリテ、賴ムハ、米國、外ニハナガ。ソ  
レハ、直ニ其工作ニ取リカリ。且成算モアルコト。トイフ趣旨ヲ奉  
答シタハ、陛下モ御安心アリテ、同日、御前會議、テ聖断  
ガ下カヌ。アレ然ルニ、今度ハ、第三國トイモノガ無クモノガ  
ラ調停ニ立ツモ、ガタク、墮コテ前途、貞迷レハ、全然付カ  
ナイ訳デアヒンレニモ拘ラズ、之ニ飛込ムトイコトハ、國休トイコ  
トヲ考ヘルト。余程慎重ニヤうネバナラヌト思フ  
ト語ニタハ、アツク。

十月十四日、朝官邸、テ東條、陸相ト最後、詰合ラシタ時、陸

相

「總理、論、悲觀ニ過ヤルト思フ。之ハ、自國、弱莫ニ知過モ  
ルラク、知コテ居ルカラダク、米國ニハ、米國、弱莫ニ知、アハナ  
テスカヒト、見解ヲ述ヘテ居ラシム時、会談、撤兵問題  
門、正面衝突、形ニナラ、アルガ、陸相、最後ニ

「ヨリ、性格、相違、アヌナレ  
ト感懷ヲ、ステ、言フタハ、アツク。

Def. Doc. 1579

十月十四日、閣議於テル陸相、余言ハ余ニ空然ダラム。他  
閣僚、聊々アツニトヲレ、ラニタインテ發言スルモ、ガナカツタ。閣議  
他議題ヲ決定シテ後、ノ問題ニ觸レズ散会シ。

同日午後、武藤庫務局長、書記官長、外ニ來テ、トウモ  
總理、肚ガ決ラナイハ海軍、肚ガ決ラナイカラ、タト思ハセル。テ  
海軍、本當戦争ヲ欲シテ、ナニバ陸軍ニ考ヘナレバナラナ。  
然ニ海軍ハ陸軍ニ向ツテハ表面ハオライコト、ロニシナイデ、唯總  
理一任レトイコトヲ言フテキル。總理、裁断トイコト、ヨゲテハ陸  
軍、部内ヲ抑ヘルコト、到底出来ナリ。然ニ海軍グリ際ハ  
戦争ヲ欲セズトイコトヲ公式ニ陸軍ノ方ニ言フテ来ルナラハ、  
陸軍トシテハ部下ヲ抑ヘルミシ押ヘ易イ。何トク海軍、ナカラ  
カウイフ風ニ言フテ来ルヤウニ仕向ケテ貰ヘマイクトイコト、アフ  
ク。其處テ書記官長ハコトヲ聞、海軍庫務局長ニ詰  
シタ处、國庫務局長ハ、海軍トシテ、戦争ヲ欲シナイトイ  
コトハドウモ正式ニ言ヘナリ。海軍トシテ言ヒ得シコト、首相  
裁断ニ任レトイコト、タケガ精一杯デアル。

又同夜、陸軍大臣、便トニテ鈴木企畫院總裁ガ萩窪ニ  
來訪シタ。陸軍大臣、傳言ハ次、如クデアル。一段、其後探ル處ニ  
ヨルト。海軍グリ戦争ヲ欲シナイヤウデアル。ソレナラ、何故海軍大臣、  
自分ニシラヌハカリ言フテ、クレナイ、カ。海軍大臣カラハカリ語  
ガアレバ、自分トシテモ亦考ヘナケレバナラシナル。然ニ海軍大  
臣、全部責任ヲ總理ニシテキル形ガアル。之ハ洵ニ遺憾デ  
アリ。海軍ガカウイフヤウニ肚ガキマラナイナラ、九月六日、御前会

No. 65

Def. Doc. 1579

議、根本的三讀シード。墮ハナシ御前會議ニ列席シテ、首相  
初大陸海軍大臣モ統帥府、總長委員輔弼、責ヨリ充分ニ  
盡サナカヘタトイコトニテアルナラ、此際、全部辭職、シテ今  
マテ、コトヲ御破算ニシテ、モロ一度、安寧ヲ練リ直ストイコトヲ  
ティト思フ。ソレハ、大陸海軍ヲ抑ヘテモロ一度、又ノ安寧ヲ練リ直  
ストイコトアルモノハ、今臣下ニハナカズカラ、トロシニモ後継内閣  
首班ニ、今度ハ、宮様ニ出テ頂ケヨリス外ニ途ハナイト思フ。ソ  
、宮様ハ先づ東久邇宮殿下ヒロシマツチ最ニ通じト思フ。ソテ自  
今トシテ、總理ニ詳メテクヒト甚ダ言ヒニクイケレトモ事ニニ  
至ワテハ已ム得ズ、ドウカ東久邇宮殿下ヒロシマツチ後継首相ニ奏  
請スルニトニ御盡カヲ願シ

翌十五日参内、其後、圣過ヨウ奏上シタ。其時、昨夜、庚午條  
カニ傳言テ、後継内閣、首班東久邇宮殿下トイコトヲ言  
ハセテ居リコス。陛下、御内意ヲ同ヒテ見テ所ケ、陛下ハ、東  
久邇宮殿下ヒロシマツチ參謀總長トニテハ、庚午道往テアリト思ハツテ居  
タ然、レ皇族ガ政治ノ局ニ立コトハ、之ハ、余程考ヘナシハナラト  
思フ。殊ニ平和ノ時ナラバ、好イケレドモ、戦争ニテモナルトイフ旨、  
アリ場合ニハ、更皇室、寫カク考ヘテモ、皇族、先ニトハ、ドウカ  
ト思ヒコト仰セラセタガ、絶対ニ御反対テアラセラシルヤウニモ拜せ  
ラシナカッタ。帰途、木戸内府、食ヒ、東久邇宮、問題、辨出  
シテ所ガ、内府ハ、ドウモ一向氣乗リシナイ模様デアラ。

同夜、秋ウニ東久邇宮殿下ヒロシマツチ御耶ニ訪問シ、東條陸  
相、意嚮ヒシナガシ中止ハシメテ殿ヒラシ下シ、御奮起ヒツキ促スルガシタ所ガ、殿下  
ノト余リ、重大テアルカスニ、吉日考ヘテ、未定ト。御事

No. 66

Def. Doc. 1579

テアツタ翌十六日朝、鹿詔内府詔事所ケ、宮殿下問  
題、官中方面於テ到底行シ難シト旨傳ヘラル。  
然モ時局ニ一日猶豫エ許セナリ。其處六午前十時頃、各  
閣僚二個別、官邸日本間未テ貰フテ、辞職、已ム得テ  
理由ヲ述べ、諒解ヲ求メタ刻、全部、辞表、取纏メテ上  
参内シ、其時、總理、辞表ハ次、如クアル。

(次下次頁)

臣文磨

Def. Doc. / 579

曩ニ圖ラズモ三度大命ヲ辱シテ内閣ヲ組織スルヤ現下、  
國際政局ニ處シテ國象將末、伸張ヲ期セシグ為ニ速ニ  
米國トノ友好關係ヲ調整シ依テ支那事變、急速  
解決ヲ圖ラザルベカラズト確信シ米國政府ニタイシ全カリ  
舉ケテ 次交渉往復ヲ重キ大統領ニタイシテハ親シフ兩  
者会談、機ヲ與ヘラレントヲ要望シ以テ今日ニ及ベリ从ルニ  
最近ニ至リ東條陸軍大臣ハ右交渉ハ其ノ所望時期  
(概ニ十月中一月下旬)ニテニハ到底成立、望ミナシト判断シ  
乃ケ本年九月六日御前會議ノ議ヨ經テ勅裁ヨ御キ  
タル「帝國憲遂行要領」中ニ「我要ホリ貫徹シ得  
ル目途ナキ」場合ト認メ今ヤ對末開戰ヲ同竟スベキ時期  
ニ到達セリト事ヌニ至レリ孰々惟ミルニ對米交渉ハ假スニ時日  
ヨ以テスレバ尚其成立、望ミナシトハ断スベカラザルト共ニ最  
尤難閃ナリト思考セラルル撇 共問題モ名ヲ捨テ實ヲ取ルノ主  
旨ニ依リ形式ハ彼ハ讓ルノ態度ヲ採ラハ今尚妥協、望マイアリト  
信セラルルヲ以テ支那事變、未ダ解決セアル現在ニ於テ更ニ前  
途ノ遙見スベカラザル大戰爭ニ突入スルが如キハ支那事變勃発  
以来重太ナル責任ヲ痛感シロアル臣文磨、到底忍じ難キ所  
ナリ因テ此ノ際ハ政府軍部協力一致其ノ最善ヲ盡シテ飽ク  
マテ討米交渉ヲ成立セシメ以テ一應支那事變ヲ解決セントスル  
緊要事ニシテ國運ノ發展ヲ望マバ寧口今日ヨソ大ニ伸シシガ  
ノ67 、國カ培養、點ヨリ言フモ將タ又民心安定ノヨリ見ルモ現下喫

No. 68

Def. Doc. 1579

テ最モ時宜ヲ得タルモノアリト信ジ臣ハ衷情ヲ披瀝シテ東條陸軍大臣ヲ説得スベノ解決シタリ之ニタイシ陸軍大臣ハ總理大臣、苦心ト衷情トハ深ク諒トル所ナル元撤兵ハ軍士氣淮併、ニヨリ到底同意シ難、又一度米國ニ居スル時彼ハ益々矯横、措置ニ出テ殆ンド底ニスル處ヲ知ラアルベノ假令一應支那事変、解決ヲ見タリトル日爻、關係ハ兩三年ヲ出ゲシテ再ニ破滅スルニ至ルコト元亦豫想セラル且国内ノ弱點ハ彼我共ニ存スルヲ以テ時期ヲ失セズ此ノ際同戦ヲ同意スベキコトヲ主張シテ己マズ懇談四度ニ及じメルを終ニ同意セシムル至ニズ是於テ臣ハ遂ニ所信ヲ貫徹シテ輔弼、重責ヲ完ラヌルニト能ハザルニ至レリ是レ偏ニ臣が非才、致ス所ニシテ洵ニ恐懼、至リニ堪ヘズ仰ギ願クハ堅監ヲ垂レ治ニ臣が重職ヲ解キ治ハシニト  
臣文磨誠惶誠恐謹ミテ奏ス

昭和十六年十月十六日

内閣總理大臣 公爵 近衛文麿

カクテ近衛内閣ハ疏解職ヲナン翌日重臣會議か開  
レ東條陸相ニ次期内閣組織ノ大命が降下シ。

Def. Doc. / 579

東條陸相、奏薦、主トシテ木戸内府、堯議ヲアリ様テル。  
併シナカラ内府が東條陸相攝キタヘ日本同戰、オヘ持テ行  
カウト云フ腹カラデハナカコト様アル。即ケ兩三日來、諸  
ヨツテモ分ル様ニ東條陸相ハ海軍、意嚮ケハヨキリセ又以六  
一度全部御破算ニシテ安不ヲ悚リ直スト云コトモ言ツテ居ル無  
カニ陸相ニ大命が下ツテモ直ニ戰爭ニ突入スルエトハアルニイ殊ニ天  
命降下、際何等ウ御言葉テモ賜レバ陸相トシテハ一層慎重  
態度ヲ採ルダラウト云フノ内府、考テアタ様。

内閣更迭事情ハ右、如フデアル。即ケ表面ヨリ見レバ日米交  
渉ヲ達讀セントスル首相ト之ヲ打功ラントスル陸相ト、意  
見衝突カラ内閣不統一、結果疏解職トツヅクテアル。隨ツテ  
次内閣組織、大命が陸相ニ降下シタコトハ當然、日米交渉  
打切り惹キヘ日米開戰ヲ意味スルモノ一般ニ解セヨトモ無  
理ナキ。然シナカラ裏面ニ於テハ右申述ヘタ如キ證據カラ  
テ陸相ニ大命が降下シタコトハ直ニ日米戰争ヲ意味スルト云  
フ語論ニハナリテイテアル。近衛内閣疏解職後開戰  
重臣會議ニ於テ元之ニ就テ質問が出テ大臣ハ以上、證據  
ヲ語リ重臣連ハ陸相ニ大命が降下シテモリケ直ニ日米  
開戰ニナヌト云フ確言ヲ得テ安心シテ東條大將奏薦ニ  
同意シタト云フ事デアル。

No.69  
余が辭職後グル大使ニ書翰ニ送リ余、辭職ハ心ズシモ  
日米開戰ト決定シテ活果テナク交渉、余地尚存スル旨サ申

シ送ラゾノモカナル事情アリシガ事ナアル。

Def. Doc. 1579

一方米國ニ於テ元近衛内閣總辭職、報ハ相當シヨウクヲ矣。野村大使歸朝後、談ニヨルト近衛内閣辭職ニテ岸條提督音藤大使、遣嚴ラ送テキタ當時、艦長が大使ヲ來訪シテノ詰ニ、「近衛内閣が辭メタハ、近衛首相がルーズベルト大統領ニ會見ヲ申込ニシテ、大統領が之ニ應シナイ、日米交渉見込ナシトシテ退陣シタ」デアラ。併シ大統領ハ頭カラ會見ヲ拒絶シタ」ハナク、タゞニ、念ヲ押シテ置キタイコトガアツバケテ、ソレサヘ判レバ壳シオ日ニカル積リナヤアル。コノ意味ノコトヲ大統領カラ、日本天皇陛下ニ親電トシテ發送スルコトニ決定、其手續ハ既ニ取ラレタ筈デール」トノコトダツタガ、二三日逕テ提督ハ再び大使ヲ來訪シ、「過日、詰ハ内政干涉ニテルト、議論が政府部内ニ起り、萬取り止メナツカレト詰シタサウデアル。

二十七

以上日米交渉難航歴史ヲ回想シテ痛感セラル、コトハ統帥ト國務ノ不一致ト云フ事デアル。抑モ統帥が國務ト獨立シテ居コトハ、歷代内閣惣領所デアタ。今迄、日米交渉ニ當ラズ元政府が一生懸命交渉ラヤロテキル一木、軍ハ交渉破裂の場合、準備ラヨシドシヤツテ牛ルナデアル。而モ甚準備ナルモ、ガトウナワテ居ルノカハ五々ニシモ判ラヌ、タカラ、ソレト外交ト半調ラセル設ニ行カヌ、船ヲ動カシタリ、動員シタリドンヤルナデ、

No. 70

ソレカ米國三毛判リ、米國ハ我ハ外交ノ誠意ヲ疑フエトニヤル  
トイフ次第テ、外交ト軍事ノ關係ヲ巧ク行カドイ、ニ固ルタモ、  
テアラタ。

Def. Doc. 1579

日米戰フヤ否ヤトイフ逼迫シテ昨年九月以降、空氣中  
自重論者一人アリセラレタ唐久邁宮殿以下ハ、此向面ヲ計  
所スルニハ、陛下が屹然トニテ御裁斷遂ヨルル以外ニ方法ナシ  
ト御言明ニナワタ事ガアル。陛下ニハ、自分ニモ仰セラレシトテ、  
ハアルカ、軍ニモ困ワタモノトヨコトヲ、幕友通高ニモ何遍  
カ仰セラシタト拜聞スル。ソノ時、陛下ハ、陛下が既許諾、  
ヤラナコトヲ仰セラレんヘ如何アリマセラ。不可ト思昌カヒテ、  
不可ト仰セラルベキモノハアリマスマシクト申上ケタト承テサル。  
コヤラニ、陛下ハ、御遠慮勝チト思ハシム程、滅多ニ御意見  
ヲ御述ベニテ又コトハ、臣國寺公ヤ牧野伯ナトガ英國流亡へ  
法ヲ運用トイフコトヲ考ヘテ、陛下ハ成ルベク、イニニアケーフリ  
取リニテラレスマウニト申上ゲ、猶猶、大命降下、際ニ仰セラ  
ル三七條——憲法ノ尊重、外交上ニ無理ヲセヌコト、財界ニ急激  
ナル裏化ヲ與ヘヌコト——以外ハ御指図遊ハサレスニシキアル  
カトヒソカニ拝奉リケル。

No. 71

然ルニ日東ノ憲法トイフモノ、天皇親政、建前アリ大  
英國ノ憲法トハ枢車ニ於テ相違カアル。殊ニ元帥權  
問題ハ、政府ニハ全然發言權ナク政府ト疏帥部トノ兩方  
ヲ押ヘ得ルモノ、陛下只御一人アリ。然ルニ陛下が消極的ア  
アラセラレル事ハ、半崎ニハ結構アルが和戰何レカト云フが如キ  
國家生死、周顧ニ立ワタ場合ニハ、障害少起リ得ル場合ナシ

No. 72

Def. Doc. 1579

トニナイ、英國流ニ陛下が只激励トカ注意ヲ与ヘラレル  
トカ云フタケテハ、軍事ト政治外交トカ協力一致シテ進  
得ナイコトヲ今度ノ日本交渉ニ於テ特ニ痛感シタム  
アル。

乍然、最後ニ一言スル。立憲君主トシテ、陛下、  
御態度ハカク消極的ハヤラセラレタカ、陛下、御意  
圖ハ飽々迄太平洋ノ平和維持ニアリ。何トクシテ前途  
見透、行カ又大戰争ニ突入スルコトヲ避ケテ二千六百  
年、國體ヲ無瑕ノミニ護持シタイトニテ御念願ト  
御苦慮、御有様ハ、御痛マシキニテ詳セラレドリアル。

(昭和十九年四月談話筆記)

(完)